

## 第4 各研究開発機関の監査の意見及び指摘

### 1. 保健環境研究所

#### (1) 給与・人事業務について

三重県では、研究所の正規職員の給与等については、県の予算で管理しているため、研究所の会計は、業務補助職員及び嘱託職員が対象となる。そこで、業務補助職員及び嘱託職員の勤怠管理、支払処理の妥当性及び関連資料の確認により、検討を行った。その結果、以下の事項が発見された。

#### ア 勤務予定報告の押印漏れについて

業務補助職員及び嘱託職員については、月末に翌月の勤務予定報告を提出するが、補助職員及び各々の所属長の押印及び確認した証跡が全く残っていないものが散見された。勤務予定報告は、研究所内部で完結する資料であるため、押印が義務付けられているわけではないとのことである。

しかし、責任の所在を明確にするという観点から、文書をチェックした場合には押印を付す等の証跡を残すことが望ましい。【意見】

なお、平成22年度からは、どの研究所においても、業務補助職員及び嘱託職員の勤怠管理はシステム上で行うこととなった。具体的には、下記のように勤怠管理を行っており、平成22年度からの勤怠管理方法に関しては、特に問題は発見されなかった。

- ① 日々システムに各職員が入力し、直接上司の承認を得る。承認は、電子決裁により行っている
- ② 企画調整課が確定処理を行う
- ③ 県の総務事務センターへデータが送られる

#### (2) 委託契約事務について

保健環境研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表4-1-1に記載している任意で抽出した契約について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討した。その結果、以下の事項が発見された。

表4-1-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札 業者数
エレベーター保守点検業務委託	単独随意契約 (注1)	811,200	811,200		
汚染土壌の微生物検査・解析等 業務委託	単独随意契約 (注2)	2,375,020	2,384,550		
GLP 保守点検業務委託	一般競争入札	14,574,000	14,589,750	99.9%	1
バイオクリーン等設備・排気燃焼 装置保守点検業務委託	一般競争入札	16,275,000	16,800,000	96.9%	1
三重県保健環境研究所設備総 合管理業務委託	一般競争入札	96,390,000 (3年契約 総額)	104,944,770 (3年契約 総額)	91.8%	3
保健環境研究所分析装置等点 検保守業務	一般競争入札	8,400,000	11,550,000	72.7%	1

(注1) 金額が少額(100万円未満)であり(地方自治法施行令第167条の2第2条第1項)及び安全性及び緊急時の迅速対応が可能であるため、メーカーに保守を委託している(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

(注2) 土壌中等の全細菌解析を行う技術を持つ事業者が他にないため単独随意契約としている(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

#### ア 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が過大ではないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

#### イ 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者への質問により確認したところ、いずれも、保守点検業務のため、購入先以外の業者が円滑に業務を行うことは困難であるとのことであった。県は、参入業者を増やす工夫として、県の通知(平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて(通知)」)に基づいて、予

定価格 500 万円以上のものについては、入札審査会を開催するよう定めている。表 4-1 で記載した業務に限らず、一般的に 1 者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にある現状を踏まえると、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記の a 及び b が入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、c は、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。具体的にどのような種類の業務が過去実績を要求しているかは検討していないが、契約関連書類の綴りを閲覧したところ、過去の実績を要求している業務が発見された。

b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった理由
- ③ 現行制度の不満点はあるか

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、「業務範囲外のため参加しなかった」という理由は除く必要がある。

c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1 者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく、随意契約への変更が考えられる。

ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならない。例えば、1 者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

- ① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要

がある。契約に関する会議の際には、特に議事録は要求されていない。しかし、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にする必要がある。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する

② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

### (3) 切手の管理について

#### ア 切手の保有高について

郵券証書類（切手）は受払簿にて管理されており、定期的に上席者による承認を受けている。この、上席者による承認手続が適切になされているかについて検証するため、受払簿を閲覧した。その結果、受払簿（平成 22 年 3 月分）について上席者の承認が漏れていた。担当者にその理由を質問したところ、前任の課長と現任の課長の入替時期であり、他の業務が忙しく承認を得るのが困難であったために生じたということである。

切手は、換金が容易であり流用の危険性が高い資産であるため、いかなる理由であっても、上席者による承認は欠かすべきでない。【結果】

承認状況に、上述の通り不備があったため、切手について実査を行った。

その結果、切手の受払簿上の残高は実際残高と一致していた。しかし、100 円切手については年間使用実績（406 枚）の 3 倍以上（1,300 枚）も年間で購入しており、切手の保有総額は平成 21 年度末（3 月 31 日）において 679,130 円にのぼる。一般的に出先機関は、職員による不正流用を防止する観点からは多額の現金等を保有すべきではないと考えられる。この点、切手は即時に換金可能な資産であるため、その購入は必要最小限にとどめることが望ましい。【意見】

### (4) 研究室のセキュリティについて

研究室のセキュリティ状況についての現場視察及び職員への質問を行った。

その結果、研究所はセキュリティ会社に警備を委託しており、夜間は人の出入りに反応する赤外線センサーが働いているが、日中は当該機能は働いておらず、薬品を扱う研究室を含む使用頻度の高い部屋は施錠されていないことが判明した。また、棟入口に人や警備員はおらず、日中は棟への出入りが実質的に自由となっている。

職員によると、日中は研究者が部屋におり、外部の者は白衣を着ていなければ分かるため、部外者は判断できるとしているが、研究室は入り組んでおり研究者の人数も少ないため、外部の者の入室に気付かないおそれがある。

また、保健環境研究所は三重県環境学習情報センターとの合同庁舎となっているため、他の研究所に比べ外部の人間が出入りする頻度は高い。さらに、保健環境研究所は、研究所の事業として「…細菌やウイルスなどを原因とする感染症や食中毒、

食品の汚染や医薬品の安全性、…（中略）…等に関わる研究や試験検査に取り組んでいる…」（保健環境研究所ホームページより）と掲げているように、他の研究所に比べ扱う研究対象の危険性が高い。

現場視察時には、機器の周りに薬品が出たままになっている箇所があったが、扱う薬品数が他の研究所に比べ非常に多いため、それを随時鍵のかかる場所に保管するにも限界があると考えられる。

そこで、人のいない部屋についてはこまめに施錠する等改善策を講じることが望ましい。【意見】

#### （５）備品の管理状況について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

#### ア 備品シールの貼付されていない備品について

平成 21 年度末備品一覧(台帳)に基づいて、現物との照合を数点実施した結果、現物は全てあったが、1 点管理番号シールの貼付されていない備品（ノートパソコン）が発見された(写真 4-1-2)。

ノートパソコンは持出し可能なものであり、個人流用が可能な資産である。管理番号シールの貼付により、研究所の所有であることを明確化することが必要である。【結果】

(写真 4-1-2)



## イ 備品の現物確認に関する規程の整備の必要性について

備品の現物確認方法について職員に質問を行った。

その結果、現状は現物確認の実施に関するマニュアル等はなく、各研究所がそれぞれ独自の方法により行っていることが判明した。

保健環境研究所では、各課担当者に照合を依頼し、結果をエクセルデータにまとめて提出し、企画調整課担当者がそれらを集約した上で備品台帳に反映させている。現状では、各課から受ける照合結果は台帳に記載された資産が実際に存在するか否かを報告するのみとなっている。そのため、買替及び処分の事務手続を行う企画調整課においては、現物情報を取りまとめているが、備品の使用見込みを把握できていない状況にある。

これは、現物確認の必要性が適切に理解されていないことに原因があると思われる。三重県会計規則第 100 条（物品の管理）では、物品は「常に良好な状態においてこれを管理し、その目的に応じて最も効率的な運用を図らなければならない。」とし、同規則第 107 条（保管）においては、物品を「善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。」としているように備品の有効活用と適切な管理が求められている。

基本的には備品が適切に管理されていれば、現物確認を行った場合に台帳上の数量と実際の数量は一致する。しかし、盗難や紛失、記帳ミス、不適切な管理による破損等なんらかの原因により一致しない状況が発生する可能性はゼロではない。現物確認はこれらを適時に発見し、適切な保管状態を継続させることに資するものである。

また、現物確認は、現物の数量を帳簿と照合することのみが目的ではなく、現物の利用状況や機能を確認することも目的の一つである。除却時の作業の効率性の観点からは、現物確認時に発見した処分が必要なものについて「使用不能」等の貼紙を付したり、「倉庫への移動の有無」や「処分理由」等のコメントを棚卸担当者から入手することにより、除却時に対象資産を再調査する手間が省けるというメリットがある。

これらの理由により、備品についてその使用状況を定期的に現物で確認し、廃棄すべきものの峻別を行うためのルールを定めることが望ましい。【意見】

## （6）鉦泉分析手数料の改訂について

研究所では、水質等の試験検査（分析）作業を請け負っている。分析に係る手数料については「三重県試験研究機関関係衛生試験手数料条例（以下「手数料条例」とする。）」に基づいて証紙により徴収されている。この手数料自体の改訂の要否は積算結果をもとに総務省統計局の基準・消費者物価指数を参考として3年に1回程度検討されているとのことであるが、平成17年度以降、改訂には至っていない。この点、改訂の判断に際して作成された資料の提出を求めたところ、特に資料として残しているものは保管されておらず、上記の説明に従って改訂の要否が判断され

ているか否かを文書によって確かめることが出来なかった。

手数料改訂の要否を検討した資料について、その結論に至る過程が明確となるよう、決裁書類等として整理・保存しておくことが望まれる。【意見】

#### (7) 鉱泉分析の手数料表示について

月別証紙収入一覧と「(鉱泉分析) 申請書」の整合性を確認のうえ、任意の3件について申請書記載の試験項目と証紙金額の整合性を検証したところ、手数料条例(別表)の1項目(二、イ、(へ) 鉱泉分析)について、条例記載額に消費税が加算されていなかった。この理由は、手数料の積算時に当該項目のみ税込金額にて積算されたことから、条例記載額が既に税込金額となっていたことによる。税込表示となっているものは当該1項目のみであり、別表上の金額が税込表示か税抜表示かも明記されていないことから、検査依頼者が手数料金額を正確に把握することができない。内税・外税、いずれの表示であるかを明記すべきである。【結果】

#### (8) 研究評価に関するホームページの説明について

保健環境研究所では、研究所における調査研究課題の設定、調査研究の内容、調査研究成果の有用性等について評価を行っている。

当該研究評価結果はホームページ上でも開示されているが、ホームページ上では、概要及び評価方法について下記の通り記載している。

#### 【ホームページ上の研究評価説明(抜粋)】

研究評価の概要	原則として、保健環境研究所が実施する全ての研究課題について評価を実施します。ただし、 <u>科学技術研究評価委員会</u> の評価対象となる課題、 <u>執行委任事業</u> 、 <u>受託事業</u> については除外します。
評価方法	(1) 研究計画事前評価 (内容省略) (2) 中間評価、最終評価 (内容省略) (3) <u>追跡評価</u> <u>委員会で評価が必要とされた課題について、成果の活用度を4段階(十分、普通、少ない、不十分)で評価を行っています。</u>

この内容について質問により確かめたところ、下記の点で記載に誤りがあることが発見された。

- ① 科学技術研究評価委員会は組織改革が行われる平成19年度以前に設置されていたものであり、現状は存在しない。
- ② 現行の規程上「追跡評価」という制度はない。研究の追跡は全ての研究課題において行っており、データ化して共有されているが、特に評価と

いう形式はとられていない。

ホームページ上の記載誤りについて、現状に沿うように修正すべきである。【結果】

(9) 研究評価に関する追跡評価について

現状の規程では追跡評価にあたる規程がないが、現在実施されている追跡情報の共有化について、内規等で明文化していくことが望ましい。【意見】

## 2. 林業研究所

### (1) 需用費（消耗品費）の契約書類の不備について

平成 21 年度に支出した需用費より 1 件、サンプルを抽出した。そして、支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為整理兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した。その結果、以下の事項が発見された。

「三重県会計規則」第 76 条では、100 万円以上の取引については契約書を作成するよう定められている。しかし、支出金額が 1,433 千円（税込）の需用費（消耗品費）について関連資料を依頼したところ、契約書が作成されていなかった。この理由については、三重県会計規則 76 条 2 項 2 号及び 5 号を適用して判断したとの説明があった。しかし、2 号は契約と納入がほぼ同時である等、契約不履行等の危険が少ない場合に限定されるものと考えられるが、支出負担行為整理兼支出命令書決裁日（平成 21 年 9 月 24 日）と納入日（同年 12 月 22 日）は乖離しており、本取引に適用することは適切ではない。また 5 号についても、相手先は組合であり官公署とは異なるため、適用は適切ではないと考える。例外規定は出来るだけ限定的に捉えるべきである。

契約書が作成されていなければ、契約違反や業務の遅延等の問題が発生した場合に契約内容が証明できないため、契約書は必ず作成し、当研究所にて 1 部保管すべきである。【結果】

#### 三重県会計規則

**第七十六条** 契約締結権者は、契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を記載した契約書（第四十七号様式）を作成しなければならない。

2 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

一 契約金額が百万円未満であるとき。

二 物件を購入する場合において、供給者が直ちにその全部を納入するとき。

三 物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその全部を引き取るとき。

四 せり売りを行うとき。

五 官公署と契約するとき。

六 前各号に定めるもののほか、契約締結権者が特に必要がないと認めたとき。

### (2) 委託契約事務について

林業研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託して

いる。そこで、下記の表4-2-1に記載したとおり、随意契約のもの及び1者応札の業務の中で、任意で抽出した業務について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討した。その結果、以下の事項が発見された。

表4-2-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額(円)	予定価格(円)	落札率	入札業者数
浄化槽清掃業務	単独随意契約 (注 1)	1,634,850	1,634,850		
緊急雇用創出事業(第1回) (育種林整備事業)	一般競争入札	3,255,000	3,320,000	98.0%	1
緊急雇用創出事業(第1回) (川口採種園整備事業)	一般競争入札	1,715,500	1,720,000	99.7%	1
実大材強度試験機の更新	一般競争入札	6,037,500	6,090,000	99.1%	1
木質パネルせん断試験機の更新	一般競争入札	3,402,000	3,409,350	99.8%	1

(注1) 浄化槽法で定められている清掃は、市町村の許可を受けた業者に依頼することとなり、研究所のある津市白山町エリアでは、1事業者しかいないため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

#### ア 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者に対する質問により確認したところ、緊急雇用創出事業については、雇用者の単価が相対的に低くなることから、委託料が少額となり、結果的に受託業者が受け取る対価が小さくなるため、敬遠されやすいとのことであった。また、緊急雇用以外の表4-2-1に記載した一般競争入札による業務については、入札後に担当者が分析したところ、機器の更新のため、購入先以外が行うのは困難であるという理由によるものであった。県は、参入業者を増やす工夫として、県の通知(平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて(通知)」)に基づいて、予定価格500万円以上のものについては、入札審査会を開催するように定めている。しかし、表4-2-1で挙げた業務に限らず、一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にあるのが現状である。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫

であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のようなアンケートを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由
- ③ 現行制度の不満点について

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加しなかったという理由は除く必要がある。

b 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

- ① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。現状は、契約に関する会議においては、議事録は要求されていない。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する
- ② 他者との競争が可能な部分については、切り離して発注する

#### イ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積

と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。

**【意見】**

(3) 備品購入費の1者応札の契約に関する取扱について

平成21年度に支出した備品購入費については2件サンプルを抽出した(表4-2-2の2件)。そして、支出事務が適正に実施されていること(契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む)を確かめるため、決裁書、見積書、契約書(請書)、支出負担行為整理兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した。

備品購入費に関して、決裁書等の書類の整備、資料間の整合性の確保等、形式的な手続面については問題はなかった。しかし、下表(4-2-2)の通り、一般競争入札を行った案件については、いずれも落札率が高く十分な競争性や経済性が確保されていたというには疑問が残る。

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者に対する質問により確認したところ、備品が特殊なものであり、当該機器を扱っている業者が1社しかないためとの回答を得た。特に下表4-2-2の備品①は高周波・蒸気複合乾燥機であり、A社のみが取り扱っている。県の方針に従ってできるだけ、同等品を認めるようにしているが、試験研究に使用するものであり、一定以上の精度が求められることから、他に該当する機器がなかった。よって、1者応札になった。備品②は、インストロン型万能試験機であり、1者応札の理由は備品①と同様である。1者応札の案件について、(2)アの意見を参考に、選定過程を再検討することが望まれる。**【意見】**

表 4-2-2

支出科目名	契約金額(円)	予定価格(円)	落札率	入札業者数
備品購入費①	27,825,000	29,967,000	92.9%	1
備品購入費②	8,368,500	8,631,000	97.0%	1

資料源泉:支出に関する各証憑より作成

(4) 毒劇物等(農薬を含む)の管理について

毒劇物等が「三重県林業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期的に実査・報告されているかについて検証するため、毒物(劇物)保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧した。また現物の保管状況を視察するとともに、受払簿から任意に抽出したサンプルについて、帳簿残高と実際残高が一致しているかを確認した。その結果、以下の事項が発見された。

## ア 毒劇物等の受払簿の運用状況について

### (ア) 使用していない農薬の計量について

保有量調査報告書（平成 22 年 5 月 31 日付け）からサンプルとして抽出した農薬 1 件について、監査人立会のもと、実際保有量を計量し、研究所作成の調査報告書（平成 22 年 5 月 28 日付け）とその後の使用を記録した受払簿の合計との一致を確かめた。

その結果、1 件（ディプテレックス乳剤（劇薬）、報告書残高 532g）について実際残高が 180g 多かった。この点について担当者へ質問したところ、前回計量時（平成 22 年 2 月 25 日）から使用がなかったため、その残高を転記したところ、前回残高 352g を誤って 532g と転記してしまったとのことである。しかし、毒劇物等管理規程では第 5 条（2）において、「毎年 5 月・8 月・11 月・2 月の月末までに受払簿に記載されている毒劇物等の保管量を調査・確認して、（中略）報告書により林業研究所所長に報告する」とある。

たとえ受払簿に記載がなくとも、記入漏れや不正な持ち出しによる流用のおそれがある。そのため、受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方を行い、不正な利用や盗難などを把握する必要がある。したがって、規程に定められた月には残量を測定し、その記録に基づき報告すべきである。【結果】

## イ 鍵の管理について

2 階科学実験室内の毒劇物等の管理状況について視察を行った。

その結果、当該冷蔵庫が設置された部屋は施錠可能であるにもかかわらず、施錠がなされていなかった。また、劇物保管用の冷蔵庫も施錠されていなかった。（写真 4-2-3）

毒劇物の管理については「三重県林業研究所毒劇物等管理規定」「5. 毒劇物の保管」で「(1) (略) 毒劇物等保管庫に保管し、搬出入、あるいは管理等で必要な場合以外は施錠する」旨が規定されている。日中は施設の入り口自体が開放されている点を加味すると、現状の管理方法では不正な持ち出し・盗難の危険性が非常に高いと考えられる。

そのため冷蔵庫に鍵を取り付ける、部屋に施錠する等、早期に現状を改善すべきである。【結果】

(写真 4-2-3)



#### ウ 研究室のセキュリティについて

研究室のセキュリティ状況についての現場視察及び職員への質問を行った。

その結果、研究所内の各部屋については、日中は職員の出入りがあるため扉の施錠がなされていない。業務時間中、研究室には人がおり、夜間は警備会社に管理を委託しているため、職員は、管理上安全と考えている。しかし現場を視察したところ、人の出入がない研究室も開放されていた。棟の入り口が開放されている状況を鑑みると、使用していない部屋は施錠することが望ましい。【意見】

#### (5) 備品の管理状況について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

#### ア 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ及び備品の棚卸規程の整備の必要性について

現在は処分されているにもかかわらず、備品台帳上ワープロ（昭和 63 年購入、平成 12 年処分）が記載されていた。職員に質問したところ、平成 12 年 8 月に財務端末システムを導入した際に、既存の備品については現物照合済みであると理解し、その後は新規購入分のみを取得年度に現物照合するのみであった。

備品の管理については、三重県会計規則第 127 条及び三重県会計事務自己検査要綱により年 1 回確認することとなっているが、備品点数が多いことを理由に、

研究所独自の方法により限定的な現物照合を行っている。そのため、持ち出しや盗難による不正な転用が発生したとしても発見できないような状態となっている。三重県会計規則第 127 条及び三重県会計事務自己検査要綱に準じた現物照合を実施する必要がある。【結果】

#### (6) 公有資産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

その結果、公有財産台帳における土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は学校用地となっていた。ここで、「学校用地」とは、不動産登記事務取扱手続準則 第 68 条 2 号において「校舎，附属施設の敷地及び運動場」と定められている。林業研究所は以前学校であった建物を再利用しており、登記簿上地目の変更手続を行わなかったため「学校用地」となっている。

地目の変更は不動産登記法第 37 条 1 項より、「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から 1 月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」と定めている。

登記簿上の地目を変更するには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。【意見】

### 3. 工業研究所

(本所)

#### (1) 設備機器等の開放について

三重県工業研究所では、企業等に対して所有している機器の開放を行い設備等使用料を収受している。機器の開放に係る設備等使用料の取扱いについては「三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例と同施行規則」に基づいて行われている。調定決議書の金額と、設備機器等使用許可申請書にて計算された設備等使用料の金額が一致していることを確認した。また、設備等使用料の算定過程を検証し、条例に基づいて設備等使用料が算定されていることを、サンプルで確認した。さらに収納済通知書を閲覧し、設備等使用料が速やかに収受されていることを確認した。

一連の証憑については整合性はとれていたが、以下の事項が発見された。

#### ア 設備機器等使用の許可について

設備機器等使用の許可については、設備機器等使用許可申請書により開放機器管理者と機器担当者の決裁を必ず事前にとることとなっている。使用方法を誤ると危険が伴う設備機器がある以上、機器担当者とその上席者による事前許可は不可欠である。

しかし、使用許可申請書をレビューしたところ決裁欄に日付を記載する欄がなく、決裁日付が記載されていなかった。決裁欄に日付がない場合、いつ決裁されたものなのか客観的に確認できず、設備機器等の使用において問題が発生した場合においても事前に許可がなされていたのか証明できない。また、事後承認が横行する要因となってしまう。

したがって、決裁欄に日付が入るように様式を変えるか、決裁欄に日付を記入することが望ましい。【意見】

#### イ 設備機器等の稼働状況について

開放されている設備機器等の利用について、平成 21 年度の稼働率を確認したところ、半数以上が稼働していなかった（図表 4-3-2 参照）。稼働していない設備機器については、規格が古く使いにくいいため企業等からの利用ニーズが無いものが多いとのことであった。

設備機器等の開放については、ホームページに申請方法や使用手数料の金額について掲載したり、出前キャラバンにて案内を行うなどの方策を採っているが、以下の点で更なる活用の促進が望まれる。

#### (ア) 設備機器の有効活用について

当研究所では、研究事業での優先的使用が終了し、既に研究所での使用頻度が低下している機器等についても開放されている。

設備機器等の開放について、稼働率アップの方策として企業のニーズに関する調査を行っているかどうか質問をしたところ、以下の2つを実施しているとのことであった。

- a 研究員が企業に直接出向き、技術開発、品質管理などに関するニーズの調査を実施する出前キャラバンを実施しており、その際にアンケートを実施している。

表 4-3-1 平成 21 年度出前キャラバン件数

担当課・室	電子・機械 研究課	材料技術 研究課	医薬品・食品 研究課	金属 研究室	窯業 研究室	計
出前キャラバン 件数	39	46	30	36	40	191

資料源泉：平成 21 年度事業報告

そのアンケートを閲覧したところ、「工業研究所に依頼したいこと」という設問の回答として、開放機器の充実について記述されているものがあつた。

- b 開放機器等を利用した企業に対してアンケートを実施している。アンケートをサンプルで閲覧したところ、内容は設備機器等の開放に関するサービスの向上に関するものであつた。

設備機器等の開放について、さらに有効なものとするためには、企業のニーズを調査した結果、企業から要望のあつた設備機器等については、現在開放されていないものについても開放を検討することが望まれる。a の出前キャラバンのアンケートについては、設備機器等開放についての意見があれば詳しく調査し、反映できるものについては反映していくことが望まれる。また、b のアンケートについては、サービス向上についてだけでなく、今後開放してほしい設備機器等についての項目を増やすなどにより内容を充実させ、今後の設備機器等の開放に役立てることが望まれる。【意見】

#### (イ) 設備機器等の廃棄について

開放されている設備機器等で使用実績が3年間無いものは開放対象から外している。当設備機器等を利用した研究や試験期間も終了し、当研究所での使用見込みがなく、さらに利用の促進を図っても、企業からの利用のニーズがない設備機器等については、保有することにより維持費だけがかかり不経済である。

したがって、開放対象の設備機器等から外すだけでなく、稼働状況の如何によっては廃棄についても検討することが望ましい。【意見】

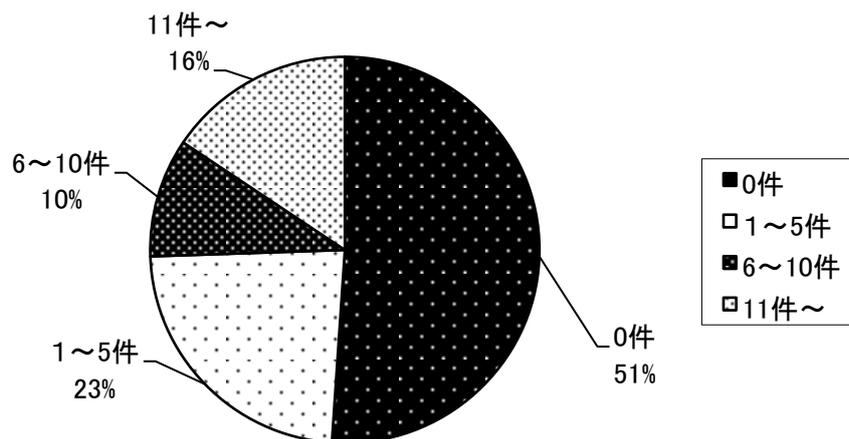
表 4-3-2 工業研究所研究室別、利用件数別の開放機器台数比較

	本所	金属研究室	窯業及び伊賀
利用件数(件)	台数(台)	台数(台)	台数(台)
0 件	72	12	24
1～5 件	33	11	30
6～10 件	14	3	8
11 件～	22	5	20
合計(台)	141	31	82

資料源泉：開放機械利用件数一覧表

図 4-3-3 工業研究所(本所)における設備機器等の開放件数ごとの台数(年間)

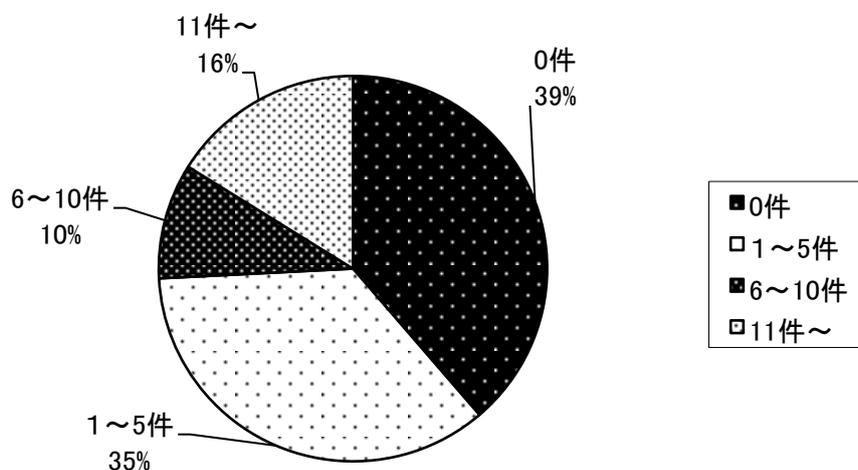
開放機器の利用件数(台)



資料源泉：開放機械利用件数一覧表

図 4-3-4 工業研究所(金属研究室)における設備機器等の開放件数ごとの台数(年間)

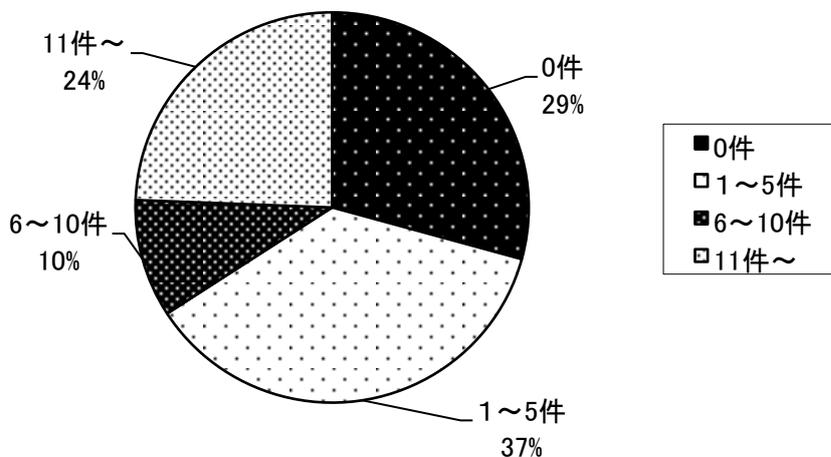
開放機器の利用件数(台)



資料源泉: 開放機械利用件数一覧表

図 4-3-5 工業研究所(窯業及び伊賀研究室)における設備機器等の開放件数ごとの台数(年間)

開放機器の利用件数(台)



資料源泉: 開放機械利用件数一覧表

## (2) 競争的研究プロジェクト受託事業収入について

三重県工業研究所では、競争的研究プロジェクト受託事業に応募し、受託研究を行うことで収入を得ている。競争的研究プロジェクト受託事業については、外部資金にて研究を行える。平成20年度と平成21年度においては、研究所の方針で競争的研究プロジェクト受託事業への応募を積極的に行った。

その結果、当該収入は平成20年度と平成21年度の歳入項目の中で、大きな割合を占めている（図表4-3-6参照）。

平成21年度の競争的研究プロジェクト受託事業収入のうち、サンプルとして「重点地域研究開発推進プログラム（育成研究）—マルチカラーメッセージディスプレイ用高輝度酸化物蛍光体の研究開発」について契約伺、委託研究契約書、報告書、調定決議書、収納済通知書等の関連資料の閲覧を行い、収入業務（事業や共同研究先の選定過程を含む）が適切に行われているかを検討した。

### ア 委託先選定理由の文書化について

「重点地域研究開発推進プログラム（育成研究）—マルチカラーメッセージディスプレイ用高輝度酸化物蛍光体の研究開発」は科学技術振興機構が募集した競争的研究プロジェクト受託事業である。予算は全額（3年分）で78,000千円、期間は平成20年度から平成22年度である。

当研究については三重県工業研究所のほかに1つの大学と2つの企業が研究に参加している。契約形式としては科学技術振興機構、工業研究所、企業、大学が基本合意書を締結した上で、科学技術振興機構が工業研究所及び企業と直接に委託契約を締結している。大学については、科学技術振興機構と工業研究所との委託契約に基づき三重県が大学に再委託している。

企業と再委託先である大学については、工業研究所が選定を行っているため、その選定理由について担当者に質問したところ、次のとおりであった。

大学については、近隣にありテーマに沿った研究の実績があることであった。企業については、当該研究テーマの目的が現実社会での利用にあり、研究成果についての実証実験が可能な設備と技術を持っていることであった。

このように理由としては納得のできるものであったが、選定過程についての文書が作成されていなかった。

選定過程が残されていない場合、選定先の企業や大学が個人の都合や作為により選定されていても発見されない可能性がある。そのため、特に今回のように委託金額が多額になる場合は、その選定過程について文書を残すことが望ましい。【意見】

表 4-3-6「重点地域研究開発推進プログラム(育成研究)－マルチカラーメッセージディスプレイ用高輝度酸化物質蛍光体の研究開発」に関する委託料(金額単位:千円)

平成 20 年度

委託研究費	委託(中核・企業)			C 大学 (再委託)
	工業研究所	A 社	B 社	(再掲)
直接経費	12,630	0	0	7,370
間接経費	3,789	0	0	2,211
再委託費	9,581	—	—	—
計	26,000	0	0	9,581

注 1)平成 20 年度に関しては、JST と企業との委託契約はない。

平成 21 年度

委託研究費	委託(中核・企業)			C 大学 (再委託)
	工業研究所	A 社	B 社	(再掲)
直接経費	21,560	—	0	980
間接経費	6,478	—	0	294
再委託費	1,274	—	—	—
計	29,312	520	0	1,274

注 2)平成 21 年度に関しては、JST と企業との委託金額の内訳は工業研究所には示されていないため不明。

平成 22 年度

委託研究費	委託(中核・企業)			C 大学 (再委託)
	工業研究所	A 社	B 社	(再掲)
直接経費	11,560	4,250	800	3,440
間接経費	3,468	1,250	200	1,032
再委託費	4,472	—	—	—
計	19,500	5,500	1,000	4,472

注 3)平成 22 年度については、計画金額である。

#### イ 共同参加企業の選定業務のマニュアル化について

競争的研究プロジェクト受託事業の運営については「競争的研究資金事務処理マニュアル(研究所用)」があるが、共同参加の企業の選定についてはマニュアルに明記されていなかった。当研究所の行う競争的研究プロジェクト受託事業については、金額も多額であり業務も複雑である。業務の適正化を図るため、上記の選定過程の文書化も含め業務全体の流れを洗い出し、応募の決定から報告書の提出までに

必要な手続きをマニュアルに追加することが望ましい。【意見】

表 4-3-7 競争的研究プロジェクト受託事業収入の占める割合

科目	平成 20 年度(円)	構成比	平成 21 年度(円)	構成比
歳入				
県費	102,874,866	51.6%	67,838,915	31.6%
国庫補助金	3,297,400	1.7%	721,000	0.3%
使用料及び手数料	22,065,230	11.1%	21,038,112	9.8%
財産収入	262,650	0.1%	283,250	0.1%
競争的研究プロジェクト受託事業収入	50,697,928	25.4%	77,195,288	36.0%
諸収入	1,986,849	1.0%	24,536,592	11.4%
繰入金	18,377,020	9.2%	23,063,556	10.7%
合計	199,561,943		214,676,713	

資料源泉：収支の状況の表より計算

### (3) 知的財産の申請について

知的財産申請中の案件について、管理している台帳を作成していないため、手控えをもとに研究者に内容確認をし、事業報告に記載している。申請中の案件の進捗状況を適切に把握するため、管理台帳を作成することが望まれる。【意見】

### (4) 分析試験手数料・機器使用料の改訂について

工業研究所にて実施されている分析試験の手数料および開放されている機器の使用料は3年ごとに再積算が行われ、改訂の要否について議論されている。しかし、平成9年4月1日の改訂以来、平成21年度まで料金改定は行われていない。直近では平成19年度において手数料を再積算し、改訂の要否を検討している。

表 4-3-8 料金の算出方法

<p>&lt;分析手数料&gt; (1測定あたり)</p> <p><b>人件費+印刷製本費+減価償却費+光熱水費+その他(消耗品など)</b></p> <p>人件費：時間×単価(県統一単価/時間)</p> <p>減価償却費：購入金額×0.9÷耐用年数÷1年当たりの予想稼働時間</p> <p>光熱水費：単価×1日当たりの予想使用量</p> <p>&lt;機器使用料&gt; (1時間あたり)</p> <p><b>減価償却費+水道光熱費+その他経費</b></p> <p>減価償却費…購入金額×0.9÷耐用年数÷1年当たりの予想稼働時間</p> <p>水道光熱費…単価×1日当たりの予想使用量</p> <p>その他…例) 設備機器使用に必要な消耗品費等の単価×1日当たりの予想使用量</p>
--

図表 4-3-9

(手数料改定に係る積算表 (平成 19 年度作成) の抜粋) (単位: 円)

種別	平成 18 年度 実績(件数)	現行 手数料	積算結果 (消費税込)	倍率
定量分析(原子吸光)	2,288	2,340	32,640	13.95
定量分析(プラズマ発光)			4,300	1.84
定量分析 (これに類するもの)			4,260	1.82
耐力	34	2,340	1,950	0.83
全体(平均)	6,695	4,097	8,603	2.10

図表 4-3-10

(機器使用料改定に係る積算表 (平成 19 年度作成) の抜粋) (単位: 円)

機器名	現行使用料 (注)1	積算結果 (注)2	倍率
高真空ホットプレス装置	1,620	1,480	0.91
近赤外スペクトロフォトメーター	10	320	32.0
全体(平均)	266	296	1.11

(注) 1 : 各試験・機器項目ごとの手数料・使用料を単純に合計し、試験または機器項目数で除したものの。

(注) 2 : 「算出の方法」をもとに積算した各試験、機器項目ごとの手数料、使用料にて、現行と同様の方法で算出したもの。

#### ア コストを勘案した料金設定について

全体的にコストに比較して手数料・使用料が低いため、手数料については、概算結果を元に経済状況を加味して一律 1.18 倍の値上げ、機器使用料 1.11 倍の値上げを提案しているが、零細企業のコスト負担に対する憂慮もあり、県民ニーズのさらなる分析をもとに再検討することとなり、平成 19 年度においては見直しは 1 年保留された。

零細企業保護目的により料金改定を保留すること自体は否定されるものではない。しかし、上記の通り種別により乖離率は様々であるため、種別間の不公平感を排除するため、一律ではなく乖離率を勘案して料金改定を検討することが望ましい。【意見】

#### イ 料金改定検討過程の文書化について

さらに、上記アの保留を受けて、翌年は手数料に関する利用者アンケートの結果が添付されていたものの、詳細な検討・議論の経緯は残っておらず、見直しは

しないという決裁のみが添付されていた。平成 20 年度においては、平成 19 年度において問題提起された事項を受けて詳細検討し、その結果をもって判断したという過程を記録するべきであったと思料される。【意見】

#### ウ 機器使用料の弾力的改訂について

「(1) イ設備機器等の稼働状況について」でも述べたとおり、開放されている設備機器の利用状況が思わしくない。すでに計算上は減価償却を終えた資産については、規程の範囲内で値下げを行い、設備機器の利用促進を図ることが望まれる。【意見】

#### (5) 生産物売払い価格について

酒類製造用の酵母についても売払いを行っており、平成 21 年度において総額 265 千円の収入を得ているが、売り払い単価については、設定当初（平成 9 年頃および平成 16 年頃）から定期的な見直しは行っていない。酵母についても実勢価格を調査し、定期的な見直しを検討することが望まれる。【意見】

#### (6) 給与・人事業務について

三重県では、研究所の正規職員の給与等については、県の予算で管理しているため、研究所の会計は、業務補助職員及び嘱託職員が対象となる。そこで、業務補助職員及び嘱託職員の勤怠管理、支払処理の妥当性及び関連資料の確認により、検討を行った。その結果、以下の事項が発見された。

#### ア 出勤簿の押印漏れについて

業務補助職員及び嘱託職員については、月末に翌月の勤務予定報告を提出するが、補助職員及び各々の所属長の押印及び確認した証跡が全く残っていないものが散見された。勤務予定報告は、研究所内部で完結する資料であるため、押印が義務付けられているわけではないとのことである。しかし、文書をチェックした場合には、所属長が責任を負うという観点から、押印を付す等の証跡を残すことが望ましい。【意見】

#### イ 休暇残日数の管理について

休暇残日数について、明確に管理した資料が認められなかった。（鉛筆書きで累計日数をメモする程度である。）嘱託職員については変則的な出勤形態であり、休暇残日数の管理が特に煩雑であるため、明瞭な方法で記録することが望ましい。【意見】

なお、平成 22 年度からは、どの研究所においても、業務補助職員及び嘱託職員の勤怠管理はシステム上で行うこととなった。具体的には、下記のように勤怠

管理を行っている。

- ① 日々システムに各職員が入力し、直接上司の承認を得る。承認は、電子決裁により行っている
- ② 所属長が確定処理を行う
- ③ 県の総務事務センターへデータが送られる

以上のことから、平成 22 年度からの勤怠管理方法に関して、特に問題は発見されなかった。

#### (7) 委託契約事務について

工業研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表 4-3-11 に記載した、任意で抽出した契約について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。その結果、以下の事項が発見された。

表4-3-11 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
ものづくり中小企業支援体制整備緊急雇用創出事業委託(本所)	一般競争入札	6,142,498	11,543,700	53.2%	3
平成 18～21 年度工業研究所空調設備保守管理業務委託(本所)	一般競争入札	12,390,000 (3 年契約総額)	14,427,000 (3 年契約総額)	85.9%	2
液体窒素製造装置の改造委託業務(本所)	単独随意契約 (注 1)	783,300	783,300		
重点地域研究開発推進プログラム再委託研究(本所)	単独随意契約 (注 2)	1,274,000	1,274,000		
平成 19～22 年度窯業研究室総合管理業務委託(窯業)	一般競争入札	6,763,050	6,983,550	96.8%	1
窯業研究室試作棟・調土棟耐震補強計画業務委託(窯業)	指名競争入札	2,163,000	2,616,000	82.7%	11

(注 1) 製造メーカーでないと対応ができないため。他メーカーに依頼を行っても、瑕疵担保上問題が生じるため拒否される(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)。

(注2)大学との共同研究の契約締結時に交わした機密保持契約のため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

三重県では、契約先を決定する際には、一般競争入札を原則としているが、一部業務について指名競争入札を利用している。指名業者は、県の営繕室保有のリストから、地域要件や「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」の要件を満たすように抽出している。指名競争入札に関連する業務に関しては、特に問題は発見されなかった。

#### ア 予定価格算定の根拠について

上記表 4-3-11 について、予定価格算定の根拠資料を確認したところ「液体窒素製造装置の改造委託業務」については、設計書等の根拠資料を確認できなかった。決定方法を確認したところ、事前に業者と業務連絡等をする際に、見積を聞いて、それを予定価格としたとのことであった。しかし、以下の点から根拠資料を残すことが望ましい。

- a 見積書もしくは積算書類を作成・添付することで算定根拠を整理することができる上、予定価格の妥当性も保たれる
- b 次回に同様の契約をする際にも参考になり効率的な入札を行うことができる

したがって、金額が電話による問い合わせの場合も、問い合わせた業者や簡単な明細を記載した書類を残すことが望ましい。【意見】

#### イ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。

しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

#### ウ 発注規模の見直しについて

上記表 4-3-11 の「平成 19～22 年度窯業研究室総合管理業務委託（窯業）」に関して、本所の企画調整課担当者によると、当該業務は、清掃・消防設備保守業務であり、特殊なノウハウや技術が要求される業務とはいえませんが、1 者しか応じない要因は分からないとのことである。入札時の地域要件は、三重県全域とし

ており、特段要件を厳しくしているわけではない。

そこで、対応策として発注規模を見直すことが考えられる。設計書によると、業務の構成は、表 4-3-12 のようになっている。例えば、清掃（①②⑥）、除草（③④）、保守（⑤）のように発注規模を細分化することが一案ではないかと考える。

**【意見】**

なお、下記契約は分室の業務であるが、契約手続きは全て本所にて行っているため、本所欄にて記載をした。

表 4-3-12 窯業研究室総合管理業務の内訳

	数量(回)	単価(円)	金額(円)
① 本館定期清掃業務	156	14,212	2,217,072
② 本館内部清掃業務	12	125,000	1,500,000
③ 除草・草刈等業務	6	250,000	1,500,000
④ 樹木剪定	3	214,285	642,855
⑤ 消防用設備保守点検業務	6	61,904	371,424
⑥ 側溝清掃	6	70,000	420,000
合計(注1)			6,651,351

(注 1) 合計金額を千円未満切り捨てた金額に 1.05 を乗じた金額が予定価格となる。したがって、表 4-3-12 にあるように、 $6,651,000 \times 1.05 = 6,983,550$  円となる。

(8) 研究課題の評価と予算の関連性について

現状、研究課題の中間評価に応じて予算が変動することはないとのことであるが、研究者のモチベーションを上げるためにも、中間評価の良かったものは、予算を増やす等の工夫を行ってもよいのではないかと考える。【意見】

(9) 備品の管理について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

ア 現物実査

(ア) 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ

備品について、備品台帳からサンプルを抽出し実査を行ったところ、中央棟 1 階のパーソナルコンピュータ (NECPC9821NR13/D10、平成 13 年 4 月 2 日受入) が平成 21 年度 12 月、既に現物が廃棄されていたにもかかわらず、廃棄時に必

要な手続である、物品返納書、物品不要決定・分類換決議書及び処分決議書の作成・決裁がなされておらず、往査時点（監査日平成 22 年 8 月 9 日時点）で備品台帳に記載されたままであった。廃棄を備品台帳に漏れなく正確に反映させるため、廃棄時には現物と必要な文書の照合を行うことを徹底すべきである。

【結果】

(イ) 備品台帳への記載漏れ

現在実際に使用されているディープフリーザー(写真 4-3-11、12)について、備品シールは添付されていたが、備品一覧に記載されていなかった。これは、同機器については平成 14 年度に更新計画があり、機器の性能、今後の使用見込み、保管スペース、修理部品が今後無くなっていく状況等を考慮し、担当者から事務担当に廃棄する旨連絡があり、これを受けて、平成 14 年 7 月 15 日付けで物品返納、分類替え、不要決定を財務システム上で行ったが、その後、研究内容の変更等があり同機器を継続して使用することとなった。しかし、その旨が伝えられていなかったため「データ上は廃棄処理されたが、現物は残った」ままとなっていたものである。

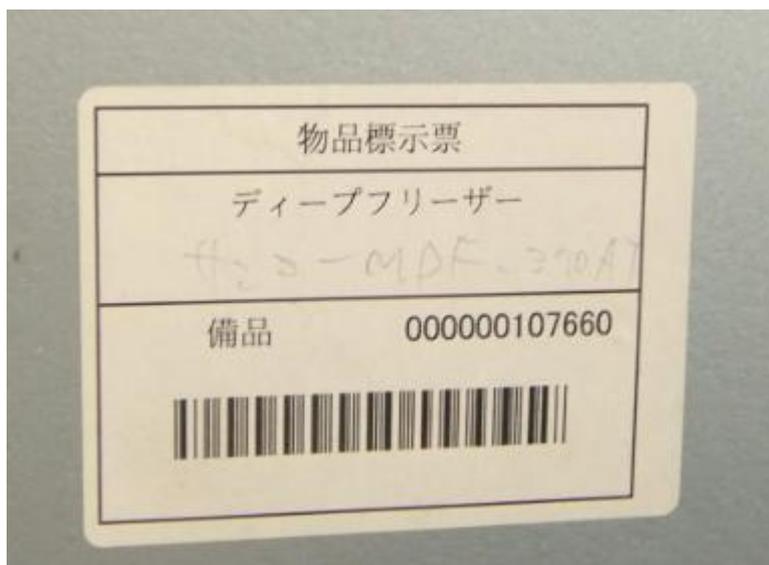
なお、備品シールの作成（再印刷）は、システム上で登録されていないとできないとのことである。

経緯はどうあれ備品の不正な転用防止の観点から、廃棄処理手続きをした備品が、間違いなく廃棄処理されたことの確認を徹底すべきである。【結果】

(写真 4-3-13)



(写真 4-3-14)



(ウ) 備品シールの添付漏れ

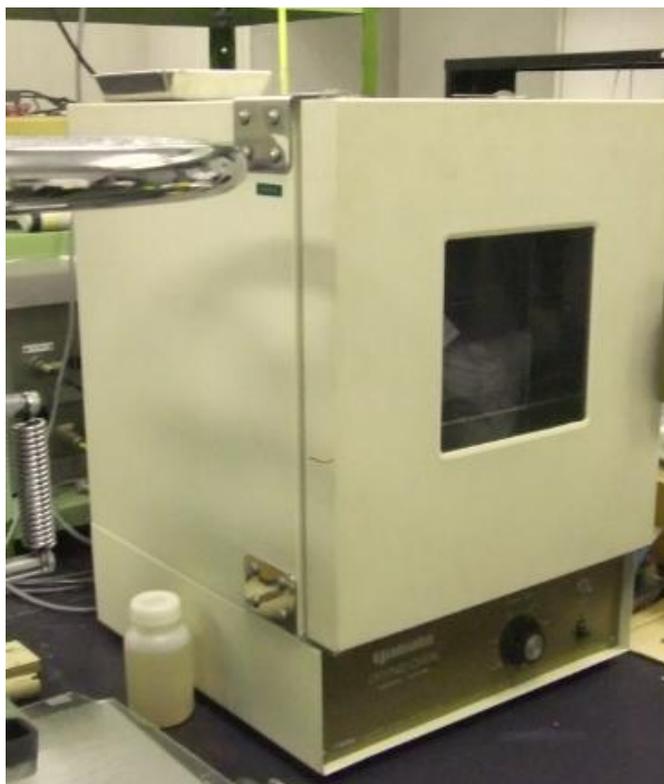
備品シールを添付し忘れた保温測定装置（写真 4-3-15）、遠心分離機（写真 4-3-16）が発見された。

備品シールの添付は、備品の網羅的な管理を目的としており、一部の高温になるなど備品シールを物理的に添付できない備品を除き、添付されるべきものである。また当該シールが添付されているということは正規の手続を経て購入されたものであるという証明でもある。

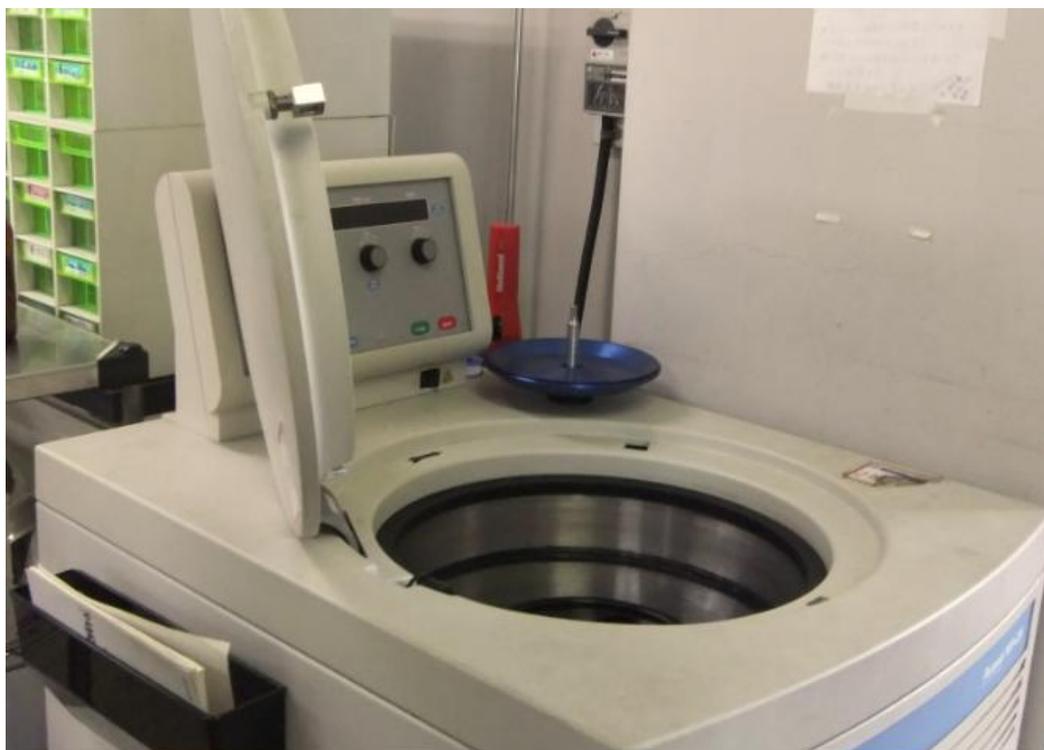
備品シールの添付漏れは毎年適切に現物と台帳の照合が行われていれば本来は発見される事項であり、このような状況では毎年適切に棚卸が行われているかが疑問とされる。備品の現物照合の際、現物の有無を確かめると共に、備品シールの添付を確かめた上で台帳と付け合わせることを徹底すべきである。

【結果】

（写真 4-3-15）



(写真 4-3-16)



(エ) 廃棄予定の物品について

既に使用されておらず、今後も使用見込みのないコンピュータ(写真 4-3-17) および、使用見込みのない備品数点(写真 4-3-18) が台帳に記載されているこ

とが発見された。

使用見込みのない備品に関しては、仮に現在の担当者がその内容と経緯を把握していたとしても、その記録が残されていないならば、担当者が変わってしまった場合、使用可能性の有無及び廃棄予定か否かが分からなくなってしまい、処分されずに放置されてしまう可能性がある。

三重県では、使用しなくなった備品を「リサイクルセンター」へ搬入し、県の組織内で有効利用する、という有意義な取組を行っている。しかし、このような状況下では、当該取組が形骸化してしまうおそれがある。

長期間使用されないまま保管することなく、適時有効な処分を行うためには、当該備品が機能的に利用可能か又は廃棄すべきか否かについて、実査を通じて把握し、これを記録しておくことが望ましい。【意見】

(写真 4-3-17)



(写真 4-3-18)



#### (10) 薬品の管理状況について

薬品が「三重県工業研究所毒物劇物等管理規定」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかを、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧す

ることで確認した。また、現物の保管状況を視察し、サンプルにて薬品受払簿と実際の数量が合致していることを確認した。その結果、以下のような事項が発見された。

ア 研究室のセキュリティについて

研究室のセキュリティ状況についての現場視察及び職員への質問を行った。

その結果、薬品を管理する部屋については、管理棚の施錠はなされていたが、日中は職員の出入りがあるため、部屋の施錠がされていない。日中は研究室に人がおり、夜間は警備会社に管理を委託しているとのことから職員は管理上安全と考えている。しかし、現場視察をしたところ、人の出入りがない研究室も、日中は棟の入り口および部屋が開放されていた。このような状況下であると、薬品棚の施錠を怠ってしまった場合、持ち出し・盗難のおそれがある。

したがって、薬品を保管する部屋については、使用していない場合は施錠することが望ましい。【意見】

(金属研究室)

(1) 領収書の連番管理について

ア 領収書の連番漏れについて

領収書綴りを閲覧したところ、領収書の連番漏れ(平成22年度8月分No.2244)が発見された。職員へ質問をしたところ、担当者が領収書を書き損じたが、当該部分を廃棄してしまったため連番が続いていないとのことである。

イ 領収書の連番重複について

領収書について、平成22年3月17日分と平成22年3月18日の別の取引であるにもかかわらず、重複した番号(No.2533)で領収書が作成されていた。上記のような事象は、連番の記入が「領収書の内容を記入してから連番を打つ」といった後付作業になっているために生じたとのことである。

ア、イいずれも共通であるが、そもそも領収書に連番を付す意味は網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と領収書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。また、書き損じについても、領収書にマークを付す、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。

また、領収書はシステム上、現金日計表及び歳入の金額を入力するため重要な原始証憑となっているため、現状の運用状況は早期に改善されるべきである。【結果】

(2) 建物の防火対策について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

抽出したサンプルのうち、金属試験室実験棟にある高周波誘導電気炉については現在使用されていなかった(写真4-3-19)。担当者に質問したところ、この装置は大量の電気を流して高熱を発生させ金属を融解させる機械であり、以前は使用していたが現在は動作が不安定であるため、使用していないとのことであった。

金属試験室実験棟には同様の金属を融解するための機器が多く見受けられたが、棟の火災等への対応としては消火器が1つあるだけであった。

研究所自体では付保等を決定する権限がないということを鑑みると、県自体が金属溶解に伴う火災等の危険度を把握し、防火対策を行うのが望ましい。【意見】

(写真4-3-19)



### (3) 公有資産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

#### ア 地目の相違について

現況地目は宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目が雑種地となっていた。地目の変更は不動産登記法第37条1項より、「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から1月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」と定められている。

登記簿上の地目変更を行うには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。【意見】

#### イ 地積の相違について

大字志知字西山(地番208)について、登記簿上の地積は7,752㎡であったが、台帳上取得時公簿面積は7,599㎡となっていた。しかし、登記簿によれば錯誤により、平成22年3月23日に7,752㎡に地積が変更されている。台帳に記入すべき面積は県規則によれば実測面積であるが、これも公簿面積と同様、7,599㎡と

なっていた。台帳で管理されているデータと実物が乖離してしまうのでは、台帳管理の趣旨が形骸化してしまうため、早期に適切な数値に修正すべきである。【結果】

#### (4) 毒物と劇物の管理について

「三重県工業研究所毒物劇物等管理規定」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかを、毒物（劇物）保管量調査報告書や毒物（劇物）使用簿を閲覧することで確認した。また、現物の保管状況を視察し、サンプルにて毒物（劇物）使用簿と実際の数量が合致していることを確認した。

その結果、以下のような事項が発見された。

#### ア 耐震について

薬品庫の毒劇物の保管状況について確認したところ、薬品庫の「薬品棚」については耐震対策がなされていたが、薬品庫の「薬品棚」以外の棚については耐震対策がなされていないことが判明した。「薬品棚」以外の棚にも医薬品外劇物や薄めた塩酸等が置いてある。毒劇物管理者は耐震の重要性を認識しており、その棚の危険性を認識しているが、具体的な耐震対策ができていない状況である。

「三重県工業研究所毒物劇物等管理規定第 5 条」の毒物管理者及び劇物管理者の責務についての規定にて、毒劇物管理者が毒劇物の安全管理について責任を負うことが規定されている。したがって、少なくとも紐等で固定するなど応急処置を棚に行うことが望ましい。【意見】

#### イ 毒劇物の現物実査

毒劇物について毒物（劇物）使用簿より各 3 件サンプルを抽出し、受払簿と実際の保有量の一致を確認した。

#### (ア) 毒劇物の処分について

数量については小数点未満の僅差（気化や膨張によるもの）はあったが、概ね毒物（劇物）使用簿と実際の数量は一致していた。しかし、実査対象の劇物で平成 19 年 4 月より全く使用されていないものがあった（写真 4-3-20）。担当の職員に使用予定を確認したところ、老朽化しており試験に使用できる状態ではないとの回答を得た。不要な毒物（劇物）により薬品棚のスペースが狭められてしまうと、必要な薬品が置けなくなってしまう。また、毒物（劇物）は人体に危険を及ぼす可能性のあるものであり、盗難や事故のリスクがある。

したがって、不要なものについては処分対象とし適時処分することが望ましい。【意見】

写真 4-3-20



(イ) 保管量調査報告書の数量について

当研究所では、定期的に毒劇物の保管量を計り、保管量調査報告書の形で所長に報告している（三重県工業研究所毒物劇物等管理規定にて規定）。平成 22 年 8 月 31 日の保管量調査報告書の数量より数件のサンプルを抽出し、実際に計量した結果と報告書の数量の一致を確認したところ（平成 22 年 9 月 1 日に実施）、無水クロム酸について報告書には 639g と記載されていたが、実際の計量結果は 644g であった。差異の理由を質問したところ、無水クロムは吸水性の薬品であるため、厳重に保管していても徐々に数量が増加するとのことであった。数量の増加自体は納得できる理由であったが、報告書に数量の増加が反映されていないのは問題である。劇物使用簿を確認したところ、最終使用日（平成 19 年 4 月 19 日の時点）の数量と報告書の数量が全く同じであった。担当者に理由を確認したところ、定期報告の際に実際の数量を計量してはいるが、実際の数量を記載せず、劇物使用簿の最終使用日時点の数量をそのまま報告書に転記しているとのことであった。

定期的に実査結果を所長に報告するのは、分室の毒劇物の管理状況に問題がないことを所長が確認するためである。これではなんらかの要因で減少（増加）していた場合でも報告書には記載されないため、管理状況の実態が伝わらず報告する意味が薄れてしまう。本所では保管量調査報告書に実際の数量を記載し、備考に増減理由を記載しており、金属研究室においても同様の対応が望まれる。

また、本所によって報告書に関する詳細な理解はなされていなかったとのことであるが、分室は人員も少なく、県の担当部局の目も届きにくいことから、本所において他の分室を管理する必要がある。その管理体制について強化を行うことが望ましい。【意見】

#### 4. 農業研究所

(本所)

##### (1) 委託契約事務について

農業研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表4-4-1に記載した、任意で抽出した契約について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討した。

その結果、以下の事項が発見された。

表4-4-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額(円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託(本所)	単独随意契約 (注1)	7,500,000	7,500,000		
農業研究所茶業研究室ほ場茶木抜根及び耕作土改良業務委託(茶業研究室)	一般競争入札	1,312,500	1,417,500	92.6%	4
農業研究所・畜産研究所外清掃業務委託(本所) (注2)	一般競争入札	9,828,000 (3年契約総額)	17,672,130 (3年契約総額)	55.6%	3
農業研究所等自家用電気工作物保安管理業務委託(本所)	一般競争入札	3,987,900 (3年契約総額)	3,987,900 (3年契約総額)	100.0%	1
伊賀農業研究室果樹園等一般管理作業委託(伊賀)	一般競争入札	1,974,000	2,142,105	92.2%	2

(注1) 国から提供される競争的研究資金に基づいて行われている業務である。三重県が中核機関として、予算の割当を受け、共同研究機関に配分した。そのため、随意契約という形になっている(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。なお、上記金額は、従属した機関の1つに係るものである。

(注2) 農業研究所の名前で申請。畜産研究所が負担すべき費用を見積所要時間などをもとに按分している。

##### ア 単価契約の契約方法について

農業研究所では、灯油・A重油料金やプロパンガス料金に関して、単価契約を

結んでいる。単価契約の場合、通常、物価の変動を考慮して、数か月単位で契約を締結している。ただし、プロパンガス料金については、1年契約となっている。

1年契約の場合、契約に物価変動が適切に反映されているとは言い切れないため、契約期間を改めることが望ましい。

なお、この問題に関して、出納局から契約期間の見直しを要求されているため、来年度は半年に一度契約を更新する予定である。【意見】

#### イ 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者に対する質問により確認したところ、自家用電気工作物の電気保安に関する業務を受託できる県内の業者は、限定されてしまうとのことであった。現行では、県の通知（平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて（通知）」）に基づいて、予定価格500万円以上のものについては、入札審査会を開催するように定められているので、契約方法の妥当性の確認や要因分析を行っている。しかし、表4-4-1で挙げた業務に限らず、一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いのが現状である。

そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 品質の向上と入札参加範囲の両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。具体的にどの業務が過去実績を要求しているかは検討していないが、契約関連書類の綴りを閲覧したところ、過去の実績を要求している業務が発見された。

b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由

### ③ 現行制度の不満点はあるか

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。

c 特殊な技術やノウハウが要求される業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく、随意契約への変更が考えられる。この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断する必要がある。例えば、1 者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに気を付ける必要がある。

① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。現状、契約に関する会議において、議事録は特に要求されていない。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する

② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

### ウ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

### (2) 生産物の販売収入について

農業研究所では、研究所において栽培した農産物の販売を行っている。そこで、事務手続が適切か、価格設定が適切かどうかを、規程などの関連資料の確認及び担当者へのヒアリングを通じて行った。その結果、以下の事項が発見された。

### ア 生産物の払い下げ基本価格の設定について

農業研究所においては、生産物について秀品・優品・良品に選別した上で過年度の販売単価の平均値や市場価格等に基づき販売価格を決定することとしている。この販売価格の決定に当たっては、払い下げ価格の伺いを起案し所長の承認

を得て決定している。ただし、関連する販売価格の決定方法を定めた規定は存在しない。

しかし、今年度の生産物の販売状況の確認を実施したところ、「いちご」について良品に品質が満たないものについても低料金にて別途販売の対象としているが、決裁伺いによる承認の対象に含まれていなかった。

販売価格の適切性を担保するため、良品に満たない品物についても販売価格について決裁による承認を得ることが望ましい。

また、決裁伺いについては回覧されているとのことであり、販売価格が修正された場合については回覧により把握しているとのことであるが、販売価格が常に最新であることを担保することや販売価格の更新が適宜適切に実施されていることを確認できるようにするためにも、販売価格の一覧表を作成するとともに、更新日を記入するような形で一覧表を作成することが望ましい。【意見】

### (3) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて

農業研究所においては固有の研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを行うためのマニュアル等は現状作成されておらず、一般的な県の情報の取扱いに関するルールを順守することを原則としている。

研究・調査データ等研究そのものの機密保持については個々の研究所の実態に応じて管理状況が異なるため、情報の管理体制や教育研修に関する事項など研究所単位で特有な部分についてはより詳細な管理ルールの策定を行うことが望ましい。【意見】

### (4) 備品購入費について

平成 21 年度に支出した備品購入費について支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為（整理）書、支出負担行為整理兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した結果、以下の事項が発見された。なお、サンプルにて任意に抽出した 2 件を検討対象としている。

備品購入費については支出 5 万円未満については簡易伺、5 万円以上については物品発注仕様伺いにより担当課長の決裁を取っている。また、500 万円以上の支出については仕様伺を作成し所長決裁を取っている。2 件のサンプルについては金額に応じて伺書が作成されていたが伺書の様式は以下の点で適切とは言えなかった。

5 万円以上 500 万円未満の伺については決裁日が様式上記載する箇所がなかった。備品購入の決裁については、担当者の発注ミスや計画外の発注を防ぐためにも事前承認が必須である。しかし、決裁日が無いと決裁の時点が客観的に分からない。その結果、事後承認が横行する要因となってしまう。

したがって、決裁日を記載する箇所を設けるか押印の下に決裁日を記載し、決裁時点を明らかにすることが望ましい。【意見】

(5) 請負工事費について

平成 21 年度に支出した工事請負工事費 1 件について支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為（整理）書、支出負担行為兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した。一連の証憑については整合していたが、以下の事項が発見された。

サンプルの請負工事の予定価格については、当該解体工事にかかる費用の見積もり額の設計を E 社に委託し、その金額をそのまま予定価格としているが、その金額の妥当性に疑問が生じる。なぜなら、図表 4-4-3 の通り 15 社中 14 社（うち 1 社は入札書の様式が「三重県会計規則」第 68 条に則ったものではなく、三重県の「入札心得」2 (7) の無効要件に該当したため無効）について予定価格を基に算定された最低制限価格※を下回っており、結局、入札に参加できたのは一番高い入札価格を提示した 1 社のみであったためである。最低制限価格については「三重県発注の公共工事に係る最低制限価格の運用」にて定められた計算方法にて計算されている。

予定価格は落札決定するかの基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行うよう定められている。予定価格が不当に高すぎると落札価格止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。

したがって、工事の設計については数社の見積書を取る等、設計額の妥当性を評価することが望ましい。【意見】

※最低制限価格の算定（三重県の「公共工事に係る最低制限価格の運用について【解体工事】」より）

- ・ 計算式…最低制限価格={直接工事費×90%×0.95+共通仮設費×0.9+(直接工事費×10%+現場管理費)×0.7+一般管理費×0.3}×1.05
- ・ 実際計算結果…15,792,000 円={15,191,230 円×90%×0.95+296,000 円×0.9+(15,191,230×10%+309,000 円)×0.7+1,698,000 円×0.3}×1.05

注) 1.05 を乗じる前の数値を万円未満切り捨てする。

図表 4-4-2

支出科目名	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
工事請負費	一般競争入札	15,844,500	18,368,941	86.3%	15(ただし 13)

			(上限) 15,792,000 (下減)	社失格、1社 無効)
--	--	--	----------------------------	---------------

資料源泉：収支の状況の表より計算

図表 4-4-3

入札業者	入札額(円)	備考
A社	15,030,000	失格
B社	無効	
C社	14,720,000	失格
D社	15,030,000	失格
E社	15,030,000	失格
F社	15,020,000	失格
G社	14,920,000	失格
<b>H社</b>	<b>15,090,000</b>	<b>入札</b>
I社	14,760,000	失格
J社	14,770,000	失格
K社	14,870,000	失格
L社	14,780,000	失格
M社	14,770,000	失格
N社	14,970,000	失格
O社	15,030,000	失格

資料源泉：入札結果調書

#### (6) 指定管理薬品（農薬物及び毒劇物）の管理について

指定管理薬品が「三重県農業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧し確認した。また現物の保管状況を視察するとともに、監査人立会のもと、抽出したサンプルの実際残高を計量し、受払簿上の残高と一致するかについて確かめた。その結果、以下の事項が発見された。

#### ア 農薬の受払簿の運用状況について

##### (ア) 使用履歴の受払簿への記載漏れ

農薬についてその保管状況を視察するとともに、受払簿からサンプルとして抽出した農薬について、監査人立会のもと、実際保有量を計量し、研究所作成の受払簿との一致を確かめた。

その結果、園芸研究課倉庫内農薬庫にあるオンコル粒剤（劇物）について受払簿記載の残高（1,350g）と実際残高（1,165.5g）が異なっていた。また、ロ

ディ乳剤（劇物）についても受払簿記載の残高（92g）と実際残高（86.3g）が異なっていた。職員に質問したところ、作業時に作業員が使用量を記載する使用メモから受払簿への転記もれにより発生したとのことである。

同様に、バイテク棟の薬品実査を行ったところ、酢酸（消防法上の危険物）について、受払簿記載の残高（536.2g）と実際残高（534.0g）が異なっていた。これは使用した職員による受払簿の記入が随時行われなかったことによる。

受払簿は使用権限がある者が研究に必要な薬品を使用したことを証明する機能及び、盗難等による薬品の不正利用が発生していないかを定期的にモニタリングできる機能を持っている。特に毒劇物等は外部の者が持ち出した場合、少量でも非常に危険な影響をもたらす可能性がある。したがって、受払簿の管理運用は徹底されるべきである。【結果】

#### （イ）使用期限の過ぎた薬品の処分について

有効期限の切れたアグロスリン（有効期限：2008年、農業工学実験棟内に保管）及び、使用期限の切れたサイコセル（有効期限：2006年、農薬庫内に保管）が発見された。アグロスリン及びサイコセルは劇物に該当する薬品である。

使用期限の過ぎた薬品や、使用していない薬品の処分について検討はしているが、処分費用もかかるため、処分は行っていないとのことであった。また、農薬の登録試験を行うなど外部に出荷しない試験用（非食用）の農作物については、使用期限が切れたものを使っても法的に問題はないことから、有効利用をしているとのことである。

しかし、農薬の使い残しなどにより、有効期限が過ぎてしまった残農薬は十分な効果が得られないことが考えられる。農薬の容器を含め、適正な処分は農薬使用者の責務であり、本来は使用せずに産業廃棄物として速やかに処分することが望ましい。また、処分を行った農薬については、研究室としての適正在庫量を検討し、今後処分在庫がでないよう必要最小限の購入に努めることが望ましい。【意見】

#### （7）備品の管理について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

##### ア 備品登録のされていないパソコンについて

備品について備品台帳からサンプルを抽出し、実査を行った。その結果、水稻育種実験棟において、破棄予定であるが備品台帳への登録も廃棄手続もなされて

いないパソコンが発見された。(写真 4-4-4) このような状況では不正に持ち出し、転売を行っても気付くことができない。

また、県では「みえ・グリーン購入基本指針」に基づき、備品の不要決定を行う前に県指定の電子掲示板に掲載し、他の所属への保管移転又はリサイクルセンターへの搬入（出納局への搬入）を決め、備品の長期使用に努めているが、このような状況ではこれらの有意義な試みが形骸化してしまう。事実関係の確認を行い、登録ないしは廃棄すべきである。【結果】

(写真 4-4-4)



#### イ 廃棄予定の物品について

実査を進めていく過程で、備品台帳に記載されているが、既に使用されておらず廃棄予定であるという説明を受けた物品が散見された。

管理担当者は廃棄予定物品として把握しているにもかかわらず、台帳上はその旨を記載していない。担当者が変わってしまえば、廃棄予定か否か分からなくなってしまい、処分されずに放置されてしまう可能性がある。

三重県では、アに記載のとおり使用しなくなった備品を「リサイクルセンター」へ搬入し、県の組織内で有効利用する、という有意義な取組を行っている。

しかし、このような状況下では当該取組が形骸化してしまうおそれがある。

長期間使用されないまま保管することなく、適時有効な処分を行うためには、当該備品が機能的に利用可能か又は廃棄すべきか否かについて、実査を通じて把握し、これを記録しておくことが望ましい。【意見】

#### (8) 連番管理されていない生産物売却時の領収書

平成 21 年度の領収書綴りの管理状況について、職員への質問及び領収書つづりの閲覧を実施した。

農業研究所では、トマト等の農産物を販売した際、その袋に付した半券（金額・日付が記載された簡便なもの）が領収書として保管されている。しかし、この領収書は連番管理がされていない。したがって、売上収入が網羅的に歳入となっているか否かについて事後的に確かめることができない状況にある。

職員に質問したところ、「これまで売却額の不正受領といった事象は知りうる限りでは発生しておらず、販売個数も少ないため、領収書の連番管理の必要性は乏しいと感じている」とのことである。

しかし、現在は領収書、生産者である園芸課の職員が記載するメモ票及び歳入の原資証憑となる生産物報告書についての照合を行っておらず、仮に生産物報告書の紛失、ないしは意図的な廃棄により、正確な金額が歳入として計上されていなかったとしても、見逃されるおそれがある。

したがって、領収書、生産物報告書については連番管理した上で、財務システムへの入力前に照合し、網羅的に歳入計上されているか検証することが望ましい。【意見】

#### (9) 公有資産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

その結果、土地の現況地目が雑種地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は畑となっていた。地目の変更は不動産登記法第 37 条 1 項より、「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から 1 月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」と定められている。

登記簿上の地目変更をするには数万円の費用が必要であるが、今後当該費用等を勘案し検討することが望ましい。【意見】

#### (茶業研究室)

##### (1) 薬品の管理状況について

毒劇物等及び農薬が「三重県農業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期

的に実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧した。また現物の保管状況を視察するとともに、薬品受払簿から任意に抽出したサンプルについて、帳簿残高と実際残高が一致しているかを確かめた。その結果、以下の事項が発見された。

#### ア 薬品棚の鍵の管理について

薬品庫について、薬品を保管する部屋の鍵の保管は適切になされていたが、薬品棚の鍵は、同じ部屋の一室の棚に無造作にしまわれているだけであった。薬品管理規程第5条（薬品の保管）において、「保管庫または貯蔵所は常時施錠し、保管庫の鍵は薬品副管理者または予め副管理者が指定する管理担当者が保管管理する。」とあるように、鍵は管理者が保管すべきである。【結果】

#### イ 農薬の受払簿の管理について

農薬の受払簿の運用状況を含む、管理状況を視察した。農薬に関しては、三重県農業研究所薬品管理規程（以下「薬品管理規程」とする。）第2条（定義）で「農薬取締法に規定する「農薬」（天敵及び特定農薬を除く）」と定義され、農薬は天敵（＝殺虫剤等）等、一部を除いて指定管理薬品に該当する。

薬品管理規程第6条の3においては、「指定管理薬品を使用した場合には指定管理薬品受払簿」に記入し、薬品管理者の確認を受けるものとする。」と規定されている。しかし、農薬受払簿を閲覧したところ、平成22年の6月まで上席者の押印がなかった。

この理由について職員に対して質問したところ、受払簿は作成していたが、上席者への報告は口頭でのみ実施されていたとのことであった。

毒劇物以外の指定管理薬品についても、口頭のみでなく文書での報告を得ることが必要である。【結果】

#### ウ 実地棚卸の記録について

三重県農業研究所薬品管理規程において、指定管理薬品（毒物、劇物等）は、年2回の実地棚卸（9月及び3月）を行うこと（第7条）が規定されている。「危険物受払簿・毒劇物受払簿」をレビューしたところ、平成10年度から平成21年9月9日の間、実地数量が確認された形跡がなかった。平成21年3月期の状況を質問したところ、実地棚卸自体は実施したが帳簿に記録はせず、口頭による確認のみであった。劇物・毒物については、流用し悪用される危険性が特に高いため、厳格な管理が必要である。規程に従い棚卸を実施し、その証跡を記録する必要がある。【結果】

#### エ 毒物、劇物使用についての事前承認

「三重県農業研究所薬品管理規程」によると「毒物及び劇物取締法」第2条1項に明記されている毒物とポリ塩化ビフェニルについては使用に事前承認が必要であるが、承認が口頭ベースである。

危険性の高い毒物、劇物の事前承認については、誤使用や不正使用を牽制・防止する意味で事前承認が必要である。しかし口頭ベースでは承認があったか客観的に確認できないため、事後承認が横行する要因になってしまう。したがって、承認日付と承認印の押印を徹底することが望まれる。【意見】

#### オ 廃棄予定の農薬について

農薬管理状況を視察し担当研究室に管理状況について質問をしたところ、農薬保管庫（鍵のかかる保管庫）にあった数種類の廃棄予定の農薬について、数量管理対象から除外しているとのことであった（写真 4-4-5）。ただし、廃棄予定であってもパダン水溶液（12本）については管理簿に記載されている。したがって、管理簿にて管理されているものとされていないものがあり、管理方法が統一されていないと言える。廃棄予定の農薬は、平成22年度よりパソコン上でデータ管理を行うようになったため、それを機に整理を行った結果生じたものであるが、廃棄予定月は平成22年11月と廃棄まで期間がある。

たとえ、廃棄予定のものであっても、農薬類は盗難・流用・不正使用の危険もあり、またその毒性から流用された場合の社会的影響が大きいため、実際に廃棄が行われるまで帳簿管理を継続するように管理方法を統一し、厳密に管理すべきである。【結果】

写真 4-4-5



#### カ 薬品保管庫・農薬保管庫の鍵の保管について

薬品保管庫・農薬保管庫の鍵は、鍵のかかるキャビネットに保管されているが、事務職員全員がキャビネットの鍵の所在場所を把握している状況である。現状、鍵の管理者は室長とされているが、管理代行者1名を選任し、管理者と管理代行者により厳重管理することが望まれる。【意見】

#### キ 分室に対する管理体制について

上記のア～カの問題点もあり、当分室の毒物、劇物、危険物の管理体制が不十

分であることが判明した。

分室は人数も少なく県からの情報も入りにくいことから、研究所主導で管理を行う必要がある。視察、抜き打ちチェックや報告体制の徹底を行うことが望まれる。【意見】

## (2) 公有財産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

その結果、亀山市椿世町（地目 992-2）について、台帳上の取得時公簿面積は 43,585 m<sup>2</sup>となっていたが、登記簿によると平成 9 年度に分筆し登記簿上の地積は 41,953 m<sup>2</sup>となっている。分筆し現状の面積に変更があった以上、取得時の面積は変更すべきである。台帳で管理されているデータと実物が乖離してしまうのでは、台帳管理の趣旨が形骸化してしまうため、早期に改善すべきである。【結果】

（紀南果樹研究室）

## (1) 農薬の管理状況について

農薬が「三重県農業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧した。また、現物の保管状況を視察するとともに、薬品受払簿から任意に抽出したサンプルについて、薬品受払簿と実際残高が一致しているかを確認した。その結果、以下の事項が発見された。

### ア 使用期限の切れた農薬について

保管薬剤一覧を閲覧したところ、有効期限の切れた農薬は防除庫において保管されている農薬 41 件中、ほぼ半数の 20 件にのぼった。古いものでは 1989 年の 7 月に有効期限が切れたもの（エルノー液剤、627g）もあった。

職員によると、農薬の登録試験を行うなど外部に出荷しない試験用（非食用）の農作物については、使用期限が切れたものを使っても法的に問題はないことから、有効利用をしているとのことである。

しかし、農薬の使い残しなどにより、有効期限が過ぎてしまった残農薬は十分な効果が得られないことが多い。したがって、残農薬は産業廃棄物として速やかに処分すべきである。農薬の容器を含め、適正な処分は農薬使用者の責務である。

【意見】

（伊賀農業研究室）

## (1) 公有資産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

その結果、土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は畑となっていた。地目の変更は不動産登記法第37条1項より、「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から1月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」と定められている。

登記簿上の地目変更を行うには測量等の経費が必要であるが、今後費用等を勘案し検討することが望ましい。【意見】

## (2) 毒物、劇物、危険物の管理について

「三重県農業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかを確認した。また、現物の保管状況を視察するとともに、サンプルにて毒劇物受払簿と実際の数量が合致しているかどうか確認した。

一連の手続きによって、以下の事項が発見された。

### ア 水田部門の薬品（農薬）受払簿の整備について

三重県農業研究所薬品管理規程において、指定管理薬品（毒物、劇物等）は、年2回の実地棚卸（9月及び3月）を行うこと（第7条）が規定されている。水田部門の平成21年度における「指定薬品受払簿」を閲覧したところ、実地棚卸の証跡を確認できなかった。劇物・毒物については、流用し悪用される危険性が特に高いため、厳格な管理が必要である。規程に従い棚卸を実施し、その証跡を記録する必要がある。【結果】

### イ 果樹部門の薬品（農薬）受払簿の整備について

果樹部門は、9月30日の実数確認及び薬品管理者の確認証跡が認められたが、年度末における実数確認結果は平成21年度の受払簿上に記録されず、翌年度の期首残高として繰り越されていた。そのため、平成21年度の受払簿上、期末における上席者の確認証跡が認められなかった。翌年度の受払簿上の繰越状況を閲覧することで、棚卸状況を把握することは可能ではあるが、期末における実数確認結果は当該年度の受払簿上に記録し、棚卸実施状況を明らかにすることが望まれる。【意見】

### ウ 薬品（試薬）受払簿の記載方法について

平成21年度の薬品受払簿上、同種薬品で複数の規格（濃度等）がある場合、これを帳簿上区別することなく記録していたが、厳格な管理を行う観点から、規格別に帳簿管理すべきであった。【意見】

なお、この点については平成22年度の受払簿上で改善されていることを確認している。

## 5. 畜産研究所

### (1) 委託契約事務について

畜産研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表4-5-1に記載した、任意で抽出した契約について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。

その結果、以下の事項が発見された。

表4-5-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
体細胞クローン牛と畜及び解体等に関する業務委託	単独随意契約 (注1)	273,189	325,000		
畜産研究所産業廃棄物等収集運搬処分業務委託	一般競争入札	1,003,800	1,164,650	86.2%	3
畜産研究所樹木伐採等業務委託	一般競争入札	1,900,500	2,306,000	82.4%	1

(注1)クローン牛のと畜、解体に実績のある業者は限定されるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

#### ア 1者応札の契約に関する取扱いについて

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者への質問により確認したところ、特殊な技術やノウハウが要求される業務とはいえ、はっきりとした理由は分からないとのことであった。現行では、県の通知(平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて(通知)」)に基づいて、予定価格500万円以上のものについては、入札審査会を開催するように定められているので、契約方法の妥当性の確認や要因分析を行っている。

しかし、表4-5-1で挙げた業務に限らず、一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いのが現状である。

そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由
- ③ 現行制度の不満点はあるか

なお、2については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。

b 特殊な技術やノウハウが要求される業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく、随意契約への変更が考えられる。この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断する必要がある。例えば、1 者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに気を付ける必要がある。

- ① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。現状、契約に関する会議において、議事録は特に要求されていない。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する
- ② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

#### イ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

## (2) 毒劇物等の管理方法について

毒劇物等が「三重県畜産研究所薬品管理規定」に沿って管理され、定期的に実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧した。また現物の保管状況を視察するとともに、薬品受払簿から任意に抽出したサンプルについて、帳簿残高と実際残高が一致していることを確かめた。農薬についても、その保管状況を視察するとともに、受払簿からサンプルとして抽出した農薬について、監査人立会のもと実際保有量を計量し、受払簿記載の残高との一致を確かめた。

一連の過程において、以下のような事項が発見された。

### ア 薬品の受払簿の運用状況について

薬品の受払簿（継続記録）及び年に2回提出される保管量報告書（実査記録）の閲覧を行ったところ、畜産研究所では薬品の保有残量について、一部を除き、計量していなかった。また、保有残量調査の際にも、薬品の残量ではなく、薬品を入れる瓶の数量を年1回確認するだけであった。

しかし毒物・劇物管理規定第3条では、「使用する毒劇物については毎年度、受払簿を持って、その数量を管理する。」とあり、また同規定第8条には「年2回(9月及び3月)に保管量を調査する」と棚卸の明記があるが、実際はいずれも当該規定が遵守されていなかった。

さらに同規定第5条には、「薬品室の薬品庫に保管し、薬品庫は常時施錠する」と規定されているが、部屋に施錠がなされているのみで薬品庫には鍵は付されていない。

管理担当職員に質問したところ、「規定上の「保有量の確認」を「本数の確認」と解釈し、毒劇物についてはアジ化ナトリウムを除き、残量管理をしていなかった」とのことである。

毒劇物については少量で致死量となるものもあるため、計量を行った上で残量管理をしていないのは問題である。また毒劇物に該当しない薬品についても、他の研究所にならって、計量を行った上で残量管理をすることが必要である。

### 【結果】

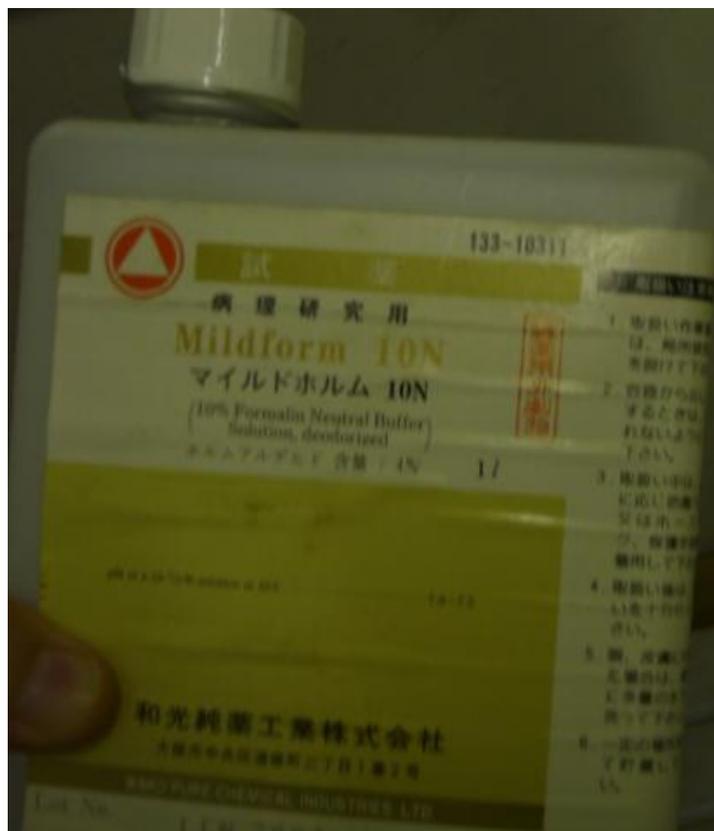
### イ 毒物・劇物・農薬の施錠管理について

本館実験室内の薬品倉庫、サンプルで現物照合したもののうち、マイルドホルム 10N(劇物、写真 4-5-2)については数量が多く、施錠されない棚の外に保管されていた。

保管する部屋には施錠がなされていたが、毒物劇物管理規定第5条では、「毒劇物は全て薬品庫の保管庫に保管し、保管庫は常時施錠する」とあり、「保管庫の鍵は劇物副管理者が管理する」とある。このような状況は規定違反である。他

の研究所に習い、部屋の施錠だけではなく、薬品庫の施錠をすることが必要である。【意見】

(図 4-5-2)



### (3) 納品書の連番漏れについて

鶏卵の販売における代金の入金管理は、商品納入と同時に代金を収受しているため、納品書にて実施している。

鶏卵の販売に係る納品書について、平成 21 年度の 8 月 27 日から 10 月 5 日までをサンプルとして抽出し、連番管理状況を検証した。

その結果、連番管理はされていたが、納品書の綴りから一部抜き取られたような跡が発見された。

担当者に質問したところ、書き損じ分の納品書を廃棄してしまったということであるが、これでは連番管理をしている意味がない。

そもそも納品書に連番を付す意味は、網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と納品書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。また、書き損じについても、納品書にマークを付す、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。

また、納品書はシステム上、現金日計表及び歳入の金額を入力するため重要な原始証憑となっているため、現状の運用状況は早期に改善されるべきである。【結果】

#### (4) 物品売払収入について

畜産研究所では、「物品売払収入」として飼育された牛豚鶏の売却代金を計上している。また、「畜産関係生産物売払収入」として鶏卵、生乳の売却代金を計上している。

「物品売払収入」のうち松阪牛の枝肉については「三重県松阪食肉公社」の主催する「松阪牛枝肉ネットオークション」にて販売し、肉畜の販売については「全国農業協同組合連合会三重県本部」に販売委託を行っている。また、「畜産関係生産物売払収入」のうち、生乳については「三重県酪農業協同組合連合会」を通じて販売委託を行っている。監査においては、上記ネットオークション、販売委託の業者選定理由を把握するとともに、サンプルとして1カ月分の収入について関連書類を閲覧し、販売報告額と収入金額の整合性を確かめた。当該手続の過程において以下の事項が発見された。

#### ア 松阪牛枝肉ネットオークションに関する契約について

契約書上、オークションについては出品予定数を毎月報告すると記載されている。しかし、実際は先方が年度の初めに送付してきた計画書（年に数回報告するよう記載されていた）に沿って報告を行っており、毎月の報告は行われていない。実際の行為に沿って契約の変更を行うことが望まれる。【意見】

## 6. 水産研究所

(三重県水産研究所)

### (1) 委託契約事務について

水産研究所では、施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表4-6-1に記載したとおり、随意契約のものや1者応札のものの中から任意で抽出したものについて、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討した。その結果、以下の事項が発見された。

表4-6-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
NOAA HRPT 受画装置保守管理委託	単独随意契約 (注1)	735,000	735,000		
マアナゴ生理生態解析業務委託	一般競争入札	11,970,000	12,928,146	92.6%	1
アマモ場再生効果調査業務委託	一般競争入札	10,874,850	11,776,800	92.3%	1
カワウによる被害状況の県税調査業務委託	一般競争入札	8,358,000	9,897,697	84.4%	1
生物・底質調査業務委託	一般競争入札	17,640,000	27,116,042	65.1%	1

(注1) この装置は、米国社製であり、日本で保守・管理が可能な業者は、1社しかいないため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

#### ア 入札審査会の議事録について

予定価格500万円以上の契約に関して、1者応札となったものについては、県の通知である、平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者応札の扱いについて(通知)」に基づいて、入札審査会が開催される。競争性や透明性が確保されていることの確認が主な趣旨であるが、議事録・協議メモを残しておらず(特に要求されていない)、具体的な内容を確認できなかった。

本来、1者応札では競争性が十分に確保できないため、今後入札業務をよりよい方向に持っていくための検証資料として、議事録や協議メモを残しておくことが望まれる。【意見】

## イ 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者への質問により確認したところ、いずれも水産業に関する研究という特殊性から、三重県内で受託可能な業者がわずかであるという理由であった。現行では、県の通知（平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて（通知）」）に基づいて、予定価格500万円以上のものについては、入札審査会を開催するように定められているので、契約方法の妥当性の確認や要因分析を行っている。しかし、表4-6-1で挙げた業務に限らず、一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いという現状がある。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbが入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。具体的にどの業務が過去実績を要求しているかは検討していないが、契約関連書類の綴りを閲覧したところ、過去の実績を要求している業務が発見された。

b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか

② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由

③ 現行制度の不満点はあるか

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。

c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に

判断しなければならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。現状、契約に関する会議において、議事録は特に要求されていない。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する

② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

#### ウ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、主に前年度の契約先に参考見積もりを採り、また過去の契約額等を参考にして予定価格を設定しているとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

#### (2) 薬品の管理方法について

薬品が「三重県水産研究所薬品管理規定」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧することで確認した。また、現物の保管状況を視察するとともに、薬品受払簿から抽出したサンプルについて帳簿残高と実際残高が一致していることを確かめた。その結果、以下のような事項が発見された。

#### ア 薬品の受払簿の運用状況について

薬品について、受払簿及び年2回提出する保有残高報告書および受払簿の閲覧をしたところ、一部の受払簿について、平成21年度は作成していなかった。毒劇物等は、少量でも致死量となる。受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方が行われることによって不正な利用や盗難などを把握しうるため、受払簿が作成されていないことは管理上問題である。また毒劇物等に該当しない薬品についても、他の研究所にならって、受払管理を実施することが、管理上有用であると考えられる。【結果】

#### イ 薬品庫の鍵の管理について

薬品庫の管理状況について現場視察をするとともに管理担当職員への質問を行った。

その結果、組織実験室に設置されている薬品庫については、薬品庫の鍵が隣接する細菌実験室の机の抽斗で管理されていること、及び、組織実験室の施錠が日中はなされていなかった。

組織実験室内の薬品庫には劇物が管理されていることを考慮すると、現在の鍵の管理状況は問題であり、不正な流用及び盗難を防止するため、より厳重に管理されることが望ましい。【意見】

#### ウ 薬品の計量方法について

監査人立会のもと、実際保有量を測り、毒物及び劇物について研究所作成の調査報告書（平成22年3月16日付け）とその後の使用を記録した受払簿との合計との一致を確かめた。

その際、職員は厳密な計測のためにホルマリン（劇物）の原液を一旦別の容器に移し替え、移し替えた容器の重さを差し引いた秤を用いて容量を計測していた。この方法によった方が正確に残高を検証できるが、「三重県水産研究所毒劇物等管理規定」「第6条毒劇物等の使用」では「3 毒劇物の使用時には有害性、危険性を考慮し、極力薬品の使用量が少なく、廃液等の発生が少ない手法を用いる等、環境負荷低減等に努める。」旨が規定されている。安全面や計量のために移し替えた容器の洗浄により廃液が発生することを考慮すると、継続的な実施を前提に風袋込みで計量するのが望ましい。【意見】

#### エ 塩化カリウムの保管について

視察時に、倉庫棟において塩化カリウムの入った段ボールが発見された。職員に質問したところ、塩化カリウムは指定管理薬品には分類されておらず、人体への影響が少ないとの理由から残量検査の義務は規則上ないと考えているとのことであった。

確かに、塩化カリウムは少量の摂取で人体に影響を与えるものではないが、大量投与により人体に影響を及ぼす薬品であり、その使用による死亡例もある。指定管理薬品に分類されない薬品であっても、保有量と危険性を勘案して指定管理薬品に準じた管理を検討することが望まれる。【意見】

#### (3) 通帳について

研究所が保有している通帳を閲覧したところ、使用されていない口座（常時払用）が発見された。

常時払用口座とは、駐車料・郵便代金着払い等、現金の使用が急に必要となった

とぎのために使用する資金の定額支給用の口座であり、使用しきれず残った金額は年度末に返還する。しかし、常時払用の通帳への支給については平成 21 年度を最後に、平成 22 年度は行われていない。

管理責任者に確認したところ、平成 21 年度から旅費についての取り扱いが県の規則上変更されたことにより、従来常時払で対応していた職員の移動先で使用した駐車料について、後日申請による精算が可能となった。

これに伴い、できるだけ現金を持たないようにするという方針のもと、従来常時払で対応していた他のものについても、請求書をもらい後日振込としたとのことであった。

これら常時払用口座を使用しない試みは、平成 22 年度からの試験的な取り組みのため、現在当該通帳は残してあるとのことであるが、使用していない通帳は不正に利用されるおそれがあるため、今後の使用実績に留意し、利用が見込まれないのであれば解約を検討することが望ましい。【意見】

#### (4) 歳入について

歳入については調定決議一覧よりサンプルとして抽出した使用料及び手数料収入 1 件、財産収入 1 件、受託事業収入 4 件、諸収入 1 件の計 7 件について契約伺、契約書、報告書、調定決議書、収納済通知書等の関連資料の閲覧を行い収入業務（事業計画や共同研究先の選定過程を含む）が適切に行われているかを検討した。いずれも書類の整合性については問題なかったが以下の事項が発見された。なお、諸収入には委託先倒産による違約金が含まれているが、これについては委託業務の検討会において検討している。

#### ア 雑入について

諸収入（雑入）のうちの 1 件について、内容的には受託事業収入のものがあつた。

「伊勢湾資源調査試験事業委託」であり、財団法人水産振興事業団から事業を受託し、伊勢湾資源調査を行い委託費を 800 千円收受している。理由を質したところ 3 カ年計画であり長期のものではないため項目を作らなかったとのことである。

雑多な科目である雑入は収入の内容が分からないため、できる限り使うべきではないし、他の同様の内容の収入については受託事業収入に計上されていることから、他年度との比較を行う際にも比較可能性が失われてしまう。

したがって、受託事業収入とすることが望ましい。【意見】

#### イ 共同研究の事業費の積算について

毎年行っている事業で独立行政法人水産総合研究センターからの受託事業である「平成 21 年度資源評価調査事業」について、契約書と事業費の積

算資料を確認した。当契約では、当所は資源評価を行い、独立法人水産総合研究センターより委託費を受け取ることになっている。契約書によると当所の受取金額は、契約金額かもしくは実費のうち小さい金額となっている。当事業で当社が負担する経費の大部分を占めるのは船舶燃料費（平成 21 年度は 9,180 千円）である（図表 4-6-2 参照）。船舶燃料費については単価×予定使用料（リットル）で計算されている。単価は契約当初の市場価格を参考につけられるが変動が激しい場合大きく予算を上回る（下回る）ことがある。しかし、委託契約書の第 8 条では「委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と委託費の限度額のいずれか低い額とする」としており、実際の経費の額が当初契約した委託費の確定額を下回った場合は実費になるが、上回った場合に損失が発生する。よって、当所が不利な契約となっているといえる。

実際に実費が上回った場合は、他のところに割当てられた予算をカットしたり予定していた調査の一部を中止し燃料費に回すことで対応しているが、これでは当初予定していた調査に支障をきたす可能性がある。船舶燃料費等、当所の業務の効率性と関係ない部分での経費の増加については、追加の委託料を受け取ることができるようにするなど先方との協議を行うことが望まれる。【意見】

図表 4-6-2 「平成 21 年度資源評価調査事業」の経費の構成

科目	積算金額	構成比
旅費	1,760,900	10.1%
賃金	1,585,500	9.1%
消耗品	1,553,550	8.9%
<b>船舶燃料費</b>	<b>9,180,000</b>	<b>52.7%</b>
謝金	1,707,050	9.8%
通信費	390,000	2.2%
用船料	1,230,000	7.1%
合計	17,407,000	

注 1) 計算方法…軽油 90 円×102,000 ㍓=9,180,000 円

資料源泉: 委託事業計画書

#### (5) 支出について

各支出項目について、金額の大きいものを中心に、支出事務が適切に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）や支出状況の管理方法を確認するため、契約書、見積書などの関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。その結果、以下の事項が発見された。

## ア 執行伺の決裁日付の記載漏れについて

水産研究所（浜島本所）に保管されている執行伺綴りを閲覧した結果、修繕費及び委託契約に関する執行伺について、決裁日付が記載されていないものが散見された。

執行伺には、決裁権限者である所長の決裁押印はなされていたものの、決裁日付を記載していないと、事前の承認があったかが分かりづらい。水産研究所担当者へのヒアリングによれば、日付の記載を必ず行うこととしているものの、不注意により記載漏れとなってしまうとのことであった。執行伺綴りを閲覧からも、ほとんどの執行伺については日付が記載されていたものの、数件について記載漏れとなっていることが確認できた。

修繕・委託契約に限らず、支出事務については、必ず事前に執行伺や入札伺を作成し、承認を得ることとなっており、執行伺の承認が得られたか否かは、承認押印のみでなく、決裁日付の記載が重要となってくる。決裁日付が記載されていないと、適切に承認を得た支出かが不明であり、事後決裁となっているおそれもある。現状は、日付未記載のもの件数は少なく、明らかに事後決裁となっているものは発見されなかったが、日付未記載が容認されると、事後決裁の支出が頻発するおそれもあるため、決裁日付の記載を徹底すべきである。【結果】

### （尾鷲水産研究室）

#### （1）掛売カードの管理について

研究所内の金庫を視察したところホームセンターの掛売カードが2枚入っていた。このカードは当所が研究に使用する材料等を購入しているホームセンターにて掛けにて買い物ができるものである。カードの管理について管理状況を視察したところ、金庫については室長が管理しており、職員がいないときは施錠しているが、以下の事項が発見された。

掛売カードの使用頻度は週に数回であるが、使用簿が作成されていなかった。消耗品等を購入する際は購入伺を作成し、支払の際は月に1回送付されて来る請求書と購入伺を突き合わせてから支払処理をしている。しかし、現状では不正使用は事後的にしか分からないため、使用頻度が多いことを鑑みても使用簿を作成し不正使用を牽制することが望ましい。【意見】

### （鈴鹿水産研究室）

#### （1）毒物、劇物の管理について

「三重県水産研究所薬品管理規定」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかを、毒物（劇物）保管量調査報告書や薬品受払簿を閲覧することで確認した。また、現物の保管状況を視察し、またサンプルにて薬品受払簿と実際の数量が

合致していることを確認した。その結果、以下のような事項が発見された。

#### ア 実地棚卸について

三重県水産研究所薬品管理規定上、劇物・毒物については、受払簿を作成（第6条）し、年2回の実地棚卸を行うこと（第10条）が規定されている。しかし、鈴鹿水産研究室においては21年度は薬品受払簿を作成していなかった。その経緯は不明であるが、薬品の盗難・紛失等の有無を遅滞なく把握するため、棚卸調査のみならず、受払を継続的に記録することは不可欠である。【結果】

なお、平成22年度以降は薬品受払簿を作成していることが確認されている。

また、受払簿と現物、現物と受払簿の突合を行ったが、1件数量が異なるものがあった。原因は定かではないが、平成21年3月15日の実査の日から4月1日（受払簿開始）までに使用があったためであると推定される。すなわち、4月1日の受払簿作成開始時には、改めて現品数量を調査して開始数量を確定させる必要があったが、3月15日時点の数量を開始数量として記載してしまったと考えられる。作成開始時の数量が誤っていると、継続記録の意味をなさない。改めて現品調査を実施し、数量の整合性を確保することが望まれる。【意見】

#### イ 毒物、劇物の保管状況について

毒物、劇物については、鍵付の薬品庫にて保管している。しかし、一部使用中のもので劇物に該当するホルマリン等人体に害が及ぶ可能性があるものについて、鍵のかかる薬品庫以外の研究室の棚や机の上に置いてあるものがあった。使用中のホルマリンについては、使用頻度が高くまた、薬品庫にスペースが少ないため、研究室の棚や机の上に置いているとのことであった。研究室は警備会社に管理を委託しており、職員は管理上安全と考えているが、このような状況下であると持ち出し・盗難の危険性はあることから、人体に害があるものについては、薬品庫に保管することが望ましい。薬品庫のスペースの問題もあるが、一度適正在庫量を検討し不要なものは処分することによりスペースを確保するか、例えば、三重県水産研究所のように、現在ある棚の扉に簡便な鍵を設置することで解決は可能と考えられる。【意見】

写真 4-6-3 薬品棚に入りきらない薬品類



写真 4-6-4 ホルマリン



ウ 毒物、劇物の保管状況について

また、ホルマリンや使用中の劇物を薄めたもの含む薬品等が入ったビンのある棚には何の耐震・防犯対策が施されていない。耐震や防犯対策としてガラス張りにする等工夫することが望まれる。【意見】

写真 4-6-5 耐震対策が施されていない棚



## 第5 研究所共通の意見及び指摘

### (1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について

各研究所において平成21年度に支出した需用費と、備品購入費についてサンプルを抽出し、支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為（整理）書、支出負担行為兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した。

その結果、一般競争入札を行った案件について、落札率が高いものが散見された（下表5-1）。落札率が高いと、十分な競争性や経済性が確保されていないのではないかという疑問が生じる。そこで、予定価格の算定過程の根拠資料を閲覧するとともに算定過程とそれに関する規程の有無について三重県の研究所の所管部署と研究所に質問した。

研究所の所管部署に質問したところ、三重県の方針としては、参考見積もり、過去事例及び市場価格等より設計額を積算し、所属長が予算等を考慮したうえで予定価格を決定しているとのことであった。また、三重県としての明確な規定はないとのことであった。

各研究所の視察時に各研究所の企画調整課の担当者に質問したところ、見積書やカタログ、インターネットでの検索や業者への問い合わせによって価格を設定し、その価格をもとに予定価格を決定しているとのことであった。

#### (ア) 見積書やカタログより決定している場合

特注品等の多くの企業が扱っていないものや比較的高額なもの等、一部のケースについては、取扱業者から見積書を入手し、その価格をもとに予定価格を決定している。その見積書は購入伺に添付されることで証拠として残される。

ただし見積書の妥当性については特に検討方法はルール化されておらず、見積書の金額をそのまま予定価格とするか、見積書よりいくらか下回る金額を予定価格としているケースが多い。

#### (イ) インターネットや口頭確認により決定している場合

多くの企業が扱っているものを購入する場合に、インターネットでの検索結果等をもとに予定価格を決定しているケースが見られる。インターネット等にて得た情報については、特に取り扱いが決まっておらず、それらの情報から決定した予定価格については、根拠書類が残されていない。

また、研究所においても、特に予定価格の算定に関する明確な規程はなかった。

予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や

経済性を確保するためには重要となる。

予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行い、妥当な予定価格を決定することが望まれる。予定価格が不当に高すぎると落札率が高止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。特に入札参加者が少数であることが予想される場合においてその業者から入手した見積書のみで予定価格を決定することは、予定価格の漏洩につながり、参加業者の経費削減意欲が損なわれてしまう。

入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。

また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。【意見】

表 5-1 落札率の表

研究所名	支出科目名	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率
工業研究所	備品購入費	2,622,000	2,622,000	100.0%
工業研究所	備品購入費	7,947,450	8,000,000	99.3%
林業研究所	備品購入費	27,825,000	29,967,000	92.9%
林業研究所	備品購入費	8,368,500	8,631,000	97.0%
農業研究所	備品購入費	4,205,760	4,688,000	89.7%
保健環境研究所	備品購入費	51,765,000	51,975,000	99.6%
水産研究所	備品購入費	1,837,500	1,953,000	94.1%
工業研究所	需用費(消耗品費)	276,675	277,725	99.6%
林業研究所	需用費(消耗品費)	1,433,250	1,433,250	100.0%

資料源泉：支出に関する各種証憑

## (2) 知的財産の管理

研究開発機関は、研究の成果として、特許権、意匠権、実用新案権、育成品種等の知的財産を保有している場合が多い。三重県においては、知的財産の申請・管理は、農水商工部科学技術地域資源室にて担当している。

そこで、特許の申請までの流れや管理状況について、規程などの関連資料の確認及び担当者へのヒアリングを通じて検討を行った。具体的手続きとして「知的財産

管理事務取扱要領」「知的財産管理事務取扱マニュアル」を閲覧し、関連書類を把握した。また、各研究所における職務発明審査会提出の可否に関する決裁資料、及び科学技術・地域資源室における職務発明等審査会の決裁書類を閲覧し、各研究所において適切な決裁を経ていることを確かめた。

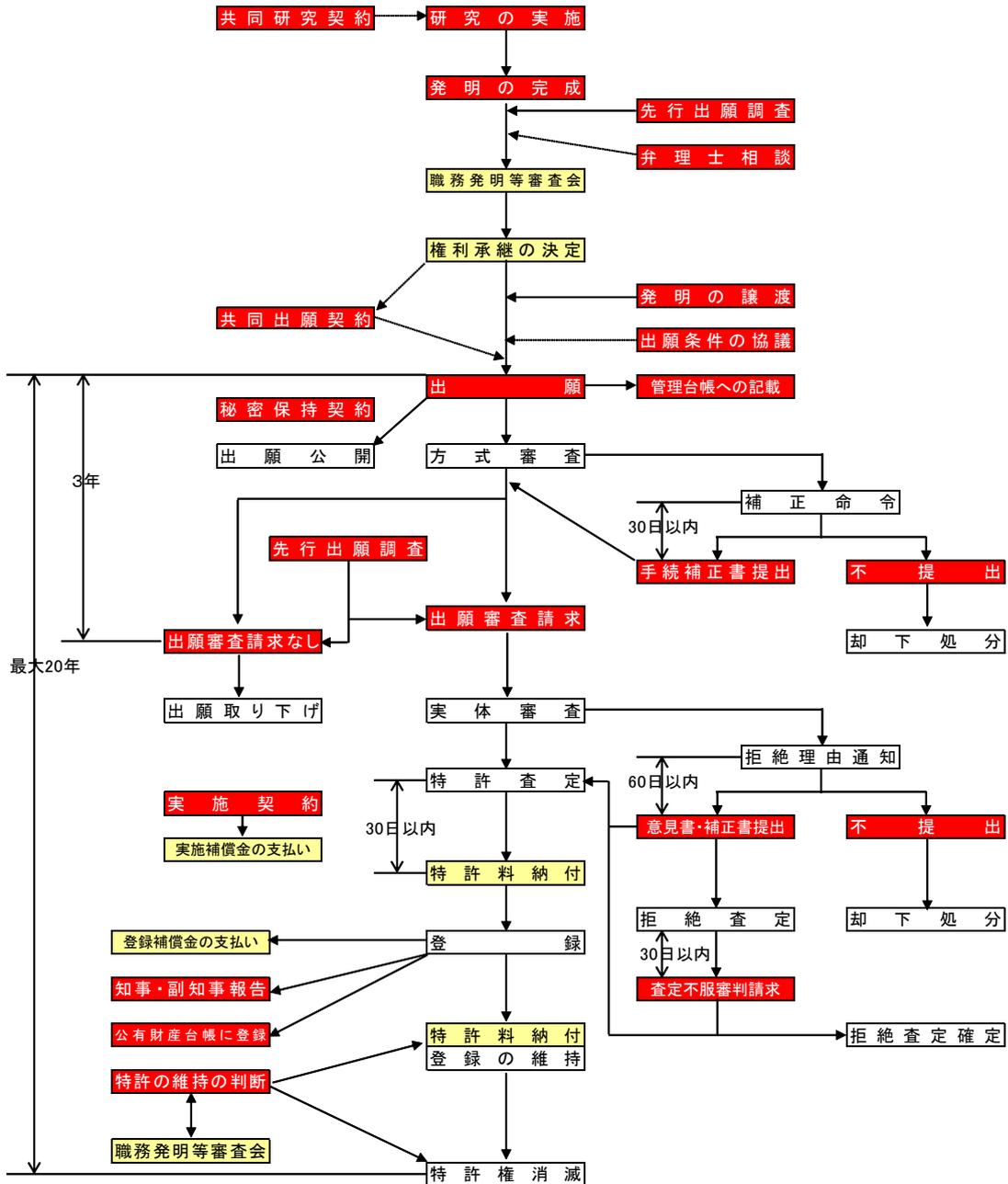
各研究所の知的財産権保有件数と収支および、知的財産管理事務のフローは下記のとおりである。

表 5-2 試験研究機関別知的財産権保有件数と収支(件数は平成 22 年 3 月 31 日現在)

研究所名	知的財産権 保有件数	平成 21 年度に実施 許諾収入があった 知的財産件数	平成 21 年度 特許関連収入	平成 21 年度 特許関連支出
保健環境研究所	1	0	0	0
林業研究所	2	1	5,571	42,800
工業研究所	19	2	57,487	607,768
農業研究所	15	5	4,001,639	431,330

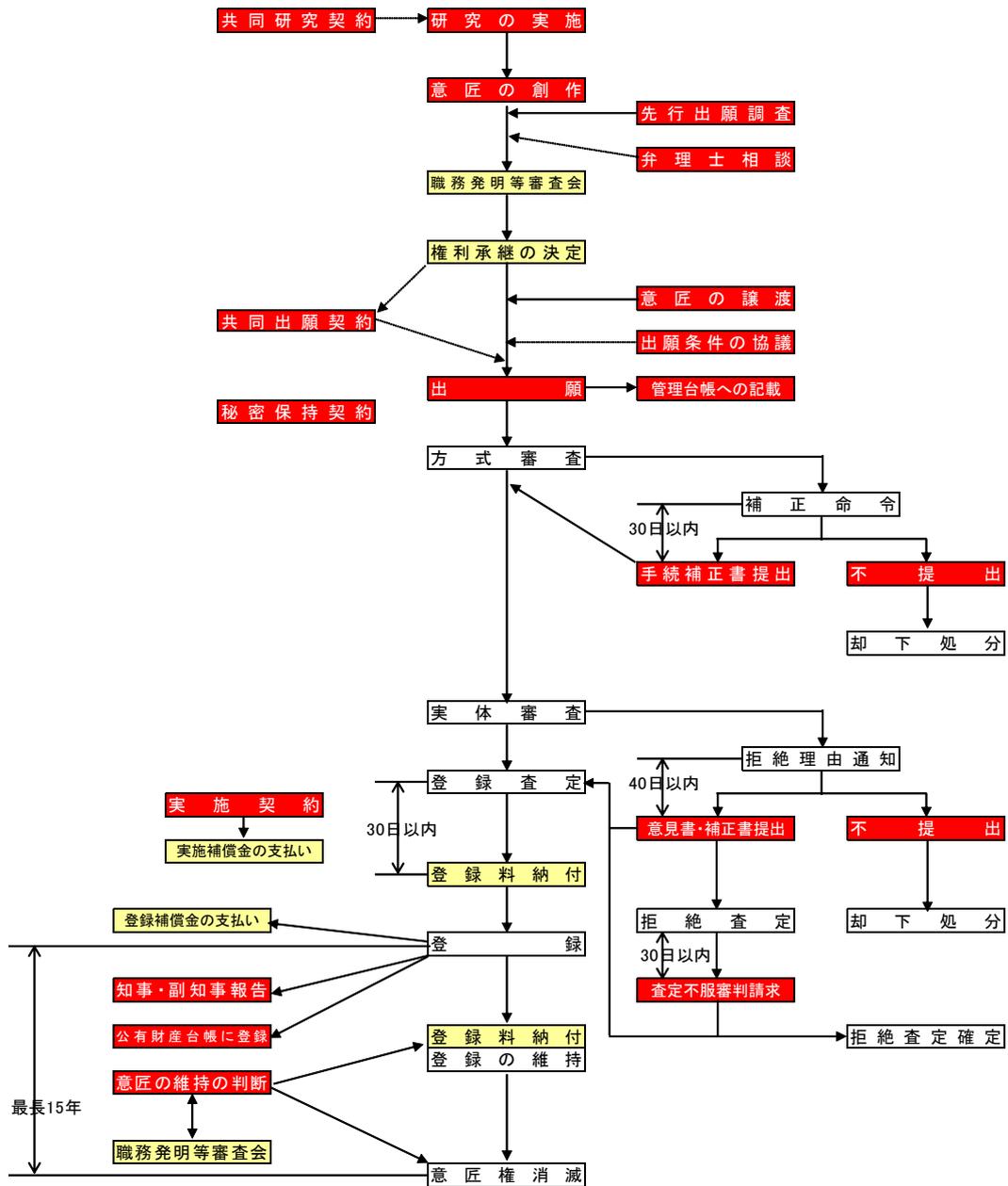
資料源泉:農水商工部科学技術地域資源室作成資料

図表 5-3 知的財産管理事務流れ図(特許編)



**凡 例** … 科学技術・地域資源室における処理事項  
**凡 例** … 各研究所における処理事項  
**凡 例** … 特許庁における処理事項  
 数字は「知的財産管理に関する事務手続き」に示すNo.  
 斜体文字…研究部での処理  
 普通文字…総合研究企画部での処理

図表 5-4 知的財産管理事務流れ図(意匠編)



**凡例** ... 科学技術・地域資源室における処理事項  
**凡例** ... 各研究所における処理事項  
**凡例** ... 特許庁における処理事項  
 数字は「知的財産管理に関する事務手続き」に示すNo.  
 斜体文字…研究部での処理  
 普通文字…総合研究企画部での処理

知的財産管理事務に係る関係書類の閲覧及び質問の過程において下記の事項を発見した。

#### ア 知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について

三重県においては、平成20年において三重県科学技術振興センターが廃止されているが、知的財産管理取扱マニュアルや知的財産管理事務取扱要領に記載されている名称が「科学技術振興センター」の名称で現状も記載されており、組織改編に伴う更新がなされていなかった。

各研究所においては、現時点においても当該マニュアルに準拠した事務処理を行っているが、現状の組織形態と合致していないため形式上は各研究所が準拠すべきマニュアルかどうか不明確である。

組織再編に応じてマニュアル類を適切に更新していく必要があるとともに、各研究所単位で管理していない事項については業務に不足が生じないように本庁にて管理していることを明確にする必要がある。【結果】

#### イ 知的財産に係る台帳の充実化について

知的財産の管理台帳として、各年度の収入が記載された表（「試験研究機関等が保有している知的財産権の実施許諾数」と、登録補償金及び各年度の登録料が記載された「特許等登録年金一覧表」が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。【意見】

#### ウ 知的財産継続保持の判断について

特許権継続の判断において、現状、維持費を上回る収入がないものは原則取り下げるという慣習があるが、特に明文化は行われていない。内規等により目安を例示することが望ましい。【意見】

#### エ 知的財産の実施許諾料の見直しルールについて

知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権については「県特許権等の実施許諾に関する取扱要領」にて規定されており、農業研究所で保有している育成品種にかかる許諾使用料については、「三重県職務育成品種に関する運営要領」及び「職務育成品種規程の細部運用の規程」の第2の2及び「三重県職務育成イチゴ品種「かおり野」に関する運営許諾要領」第4に定めている。

しかし、各要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。

知的財産に係る使用料を算定するための実施料率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化し

たうえで見直しを実施することが望ましい。【意見】

### (3) 研究テーマごとの支出把握について

一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っていたが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っているとのことであった。他の研究所においては、研究所全体の支出についての把握は行っているものの、研究テーマごとの支出についての管理は行われていなかった。

研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るためには重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。

しかしながら、研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人件費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていないこと、業務補助職員等についても、勤務時間を、明確に特定の研究テーマに関連付けられないことから、人件費の把握については、予算額イコール実績額としている。

そのため、いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という費用対効果の側面については残念ながら計られていないのが現状である。

研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行うことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。【意見】

### (4) 契約履行能力の確認について

水産研究所の平成21年度収入において倒産契約解除に係る違約金が2,589,010円計上されている。このうち2,539,870円は平成21年度において委託先として選定しA社が期中に倒産したため、委託事業を続行できなくなったことによる違約金であり、契約書に基づき(契約額－出来高)×10%の違約金を得ている。

平成21年度におけるA社との契約案件は下記のとおりである。

表 5-5 A社との契約内容、違約金の内訳 (単位:円)

委託契約名	契約金額	出来高	違約金	契約日	落札率
生物・底室調査業務委託契約	17,640,000	1,287,041	1,635,295	2009/7/6	65%

沿岸遊休 英虞湾干潟・アマモ場 生物分析	8,358,000	0	835,800	2009/4/15	84%
カワウによる被害状況の県勢調査 業務	687,750	0	68,775	2009/6/19	—

出来高については、破産管財人との調整を行いながら所長が決定した。契約解除方法について、特に問題は発見されなかった。

次に、入札資格の確認が問題となるが、入札資格は、三重県会計規則第 61 条において下記のように規定されている。

- 一 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であること
- 二 令第 167 条の 4 第 2 項に該当する者でないこと
- 三 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと

なお、二号において規定されている地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項とは、契約履行時の不正や契約妨害等があった場合は、入札参加に関して、停止措置をとることができるという内容である。

水産研究所は、契約先が 1 号～3 号に該当しないことを確認しており、契約自体は規程に基づいて適切に行われている。しかし、A 社との最終の契約日は平成 21 年 7 月 6 日であるが、その後まもなく倒産し、平成 21 年 10 月 16 日に「委託業務続行不能について」の文書を手に入れている。「債務者代理人からの受任通知並びにお願い」によると、A 社は、平成 17 年度以降売上低迷により財務状況が悪化し、最終的に 11 億円を超える債務超過が発生していることから、契約時点においても相当財務状況が悪化していたものと推測される。そのような状況を確認することなく委託先を選定した結果、契約途中で委託先が倒産し、研究目的が達成されないことに加え、緊急雇用対策目的も果たされないこととなってしまった。

このような損失を被ることに備えて、上記 3 事項に追加して、契約締結時に、決算書や現在業者が請け負っている事業内容の把握を通じて相手先の内情の把握をし、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。【意見】

#### (5) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて

三重県電子情報安全対策基準において、情報資産とは「ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全てのデータをいう。(第 2 章)」としており、情報資産は、「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」に基づいて、情報資産の管理が行われている。

三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの管理者は「情報セキュリティ対策基準」に基づき、各機関の情報資産や業務の重要性に応じて、情報セキュリティ対策の具体的な手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」を策定するもの（第9章）とされている。

ここで、各研究所における「情報セキュリティ実施手順」の作成状況は下記のとおりであり、作成の対象外（三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外）とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、例えばUSB等の利用によって重要な研究データを流出する危険性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。

また、「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、詳細な情報管理マニュアルの作成が必須であると結論付けている研究所はなく、工業研究所が独自で表5-6に記載したマニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。

個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。【意見】

表 5-6 各研究所の情報セキュリティ実施手順の作成状況

研究所名	情報セキュリティ実施手順 (括弧内は対象)	情報セキュリティ対策マニュアル等の 作成状況
工業研究所	作成している。(イントラネットサーバ)	セキュリティ対策要領 試験機器測定記録等取扱要領
農業研究所	作成している。(ホームページ)	なし。
水産研究所	作成している。(ホームページ)	なし。
林業研究所	作成している。(ホームページ)	なし。
畜産研究所	作成対象外。	なし。
保健環境研究所	作成対象外。	なし。

#### (6) 固定資産に対する付保状況について

固定資産に対する付保状況について質問を行った。

その結果、今回の調査対象研究所は、建物、動産その他高額機器（保健環境研

究所及び車両の自賠責保険を除く)については保険には一切加入していないことが判明した。

したがって、現状は故障等の事象が発生した都度、割り当てられた修繕費予算内で対応している。

この点について、コストを削減するという意識が高いのは大変良いことであるが、高額な精密機器が故障するリスク等、研究所で実際に機器と接する職員しか把握していないリスクがある。購入した建物、動産その他高額機器を安全かつ長期にわたって使用するには、そういった職員の意見を斟酌する必要があると考えられる。

購入した備品全てについて検討するのは煩雑であると考えられるため、検討するための金額基準等を設け、該当するものに関しては付保を検討することが望ましい。【意見】